



第3期

亀岡市地域福祉計画

認めあい、支えあい、助け合える

ずっと住みたい笑顔のまちづくり



令和3年3月

亀岡市

はじめに

本市では、平成17年3月に「亀岡市地域福祉計画」を策定して以降、様々な福祉課題に対応するため、顔の見える関係や地域での支えあい助け合いの絆を大切にしながら、市民の皆様、関係団体の皆様と連携し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

しかしその間、社会を取り巻く環境は大きく変化し、核家族化や少子高齢化が進行する中で、社会的孤立やひきこもり、虐待、生活困窮等の複雑で複合的な課題が増加してきています。

こうした課題を抱える人や世帯を地域社会の中で支援し支えていくため、行政や専門機関などが連携するための仕組みづくりや、地域福祉を担う人材の育成などの取り組みが求められています。

本市では、こうした近年の社会情勢や国等の動向を踏まえ、前回計画の検証やアンケート調査での現状把握、課題整理などを行い、支えあいの基盤となる地域づくりや課題を抱える人への包括的、重層的な支援体制の構築など、様々な人々が連携し、共に生き、共に支えあう「地域共生社会」を実現するための取り組みを数多く盛り込んだ「第3期亀岡市地域福祉計画」を策定しました。

今後とも「認めあい、支えあい、助け合える ずっと住みたい笑顔のまちづくり」を基本理念とし、市民の皆様がお互いに多様性を理解しながら支えあい、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域社会を構築するため、市民の皆様、関係機関の皆様とともに、地域福祉の推進に一層取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、真摯に御審議いただきました「亀岡市地域福祉計画策定委員会」の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただきました関係団体の皆様、策定に御協力いただきました多くの方々に心から感謝を申し上げます。



令和3年3月

亀岡市長 桂川 孝裕

地域福祉計画策定にあたって

地域福祉計画は、「福祉のまちづくり」を推進するために社会福祉法で規定された法定の計画で、いわゆる行政計画ですが、施策・サービスの量的目標を定め、その達成をめざす計画ではなく、市民と行政、専門機関が協働して福祉問題への対応や課題解決をめざす「質的」な目標をもった計画です。したがって、この計画を亀岡市の行政職員、福祉専門職だけではなく、広く市民の皆様にご覧いただき、共有することが大切になります。

「第3期亀岡市地域福祉計画」の策定委員会では、前回計画である「改定亀岡市地域福祉計画」の成果と課題を分析した検証を踏まえ、さまざまな議論を経て、基本理念を「認めあい、支えあい、助け合えるずっと住みたい笑顔のまちづくり」と決めました。このフレーズには、市民が、まちづくりにおける課題の共有や住みやすい地域をつくっていく思いを寄せ合いつつ、違いや多様性を認め合って共にこの地域で暮らしていく、そのための活動やシステムをつくろうという意味が込められています。

この基本理念に基づき、「誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり」、「つながりによる福祉の基盤づくり」、「地域課題を解決する支援体制づくり」の3つの目標を定め、具体的に取り組むプログラムを示しています。その中には、孤立している人や困っていても専門機関につながる人ができない人、制度の狭間に落ち込んで問題を抱えた人などに積極的にアプローチし、支援を行う「包括的・重層的支援」や相談システムの整備を盛り込みました。

地域福祉活動・ボランティア活動が面的な活動であるとするならば、これは個別的な支援システムであると言えます。こうした「面」と「個」の双方の活動と共にシステムの充実を図り、「福祉のまちづくり」を推進しようというのが、本計画の特徴です。

今後、亀岡市社会福祉協議会で「地域福祉活動計画」が策定されると思いますが、福祉施設や事業所、市民の皆様や様々な団体、組織等でもこの計画を手にとって読んでいただき、「協働」や「共生」をキーワードに亀岡市の地域福祉が一層発展することを願っております。

令和3年3月

亀岡市地域福祉計画策定委員会 委員長

佛教大学教授 岡崎 祐司

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の目的	2
2 計画の位置づけと他計画との関係	3
3 計画の期間	4
4 国や府の動向	5
5 地域福祉に関わる動向	9
第2章 本市を取り巻く環境	13
1 本市における現状	14
2 アンケート調査から見た状況	20
3 前回計画の検証	29
4 課題のまとめ	37
5 ライフステージごとに抱える「課題」や「問題」	40
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 基本理念	44
2 計画の基本目標	46
3 プログラムの体系	48
第4章 プログラムの展開	51
基本目標 1 誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり	52
基本目標 2 つながりによる福祉の基盤づくり	63
基本目標 3 地域課題を解決する支援体制づくり	74
第5章 計画の推進に向けて	85
1 計画の推進体制	86
2 計画の点検・評価	87
資料編	91
1 基礎資料	92
2 地域福祉計画に盛り込むべき事項（抄）	100
3 亀岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱	101
4 亀岡市地域福祉計画策定委員会 委員名簿	102



第1章 計画策定にあたって



1 計画の目的

地域福祉とは、誰もがさまざまな課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が互いに支えあい・助け合いながら課題解決に取り組む考え方です。

亀岡市（以下「本市」という。）では、平成 28 年 3 月に「つながり支えあう みんながともに輝くまち かめおか～絆づくり 人づくり 地域づくり～」を基本理念として、「改定亀岡市地域福祉計画」を策定し、平成 31 年 3 月には中間見直しを行いながら、地域ネットワークの強化や相談窓口の充実等、地域福祉課題の解決に向けた取り組みを進めてきました。

一方で全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で、価値観・ライフスタイルの多様化など、社会を取り巻く環境が急速に変化しており、地域で複雑・複合的な課題を抱える人が増加してきています。

本計画では、地域のつながりや関係機関との連携により地域福祉課題に対して長期的、継続的な支援を実現し、誰もが安心して暮らしていける地域づくりのため、前回計画及び中間見直しの内容を踏まえ、第 3 期の地域福祉計画を策定します。

2 計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、社会福祉法第 107 条に定められた「市町村地域福祉計画」として策定するものであり、「第 5 次亀岡市総合計画」を上位計画とし、障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉等の各計画との整合性を図るとともに、地域を基盤として、各福祉分野を横断的につなぎ、共通する課題の解決を目指す計画として位置づけています。また、市民主体の地域福祉活動を実践するために社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」や福祉以外の分野における諸計画とも連携し、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みとして、地域福祉の推進を図ります。

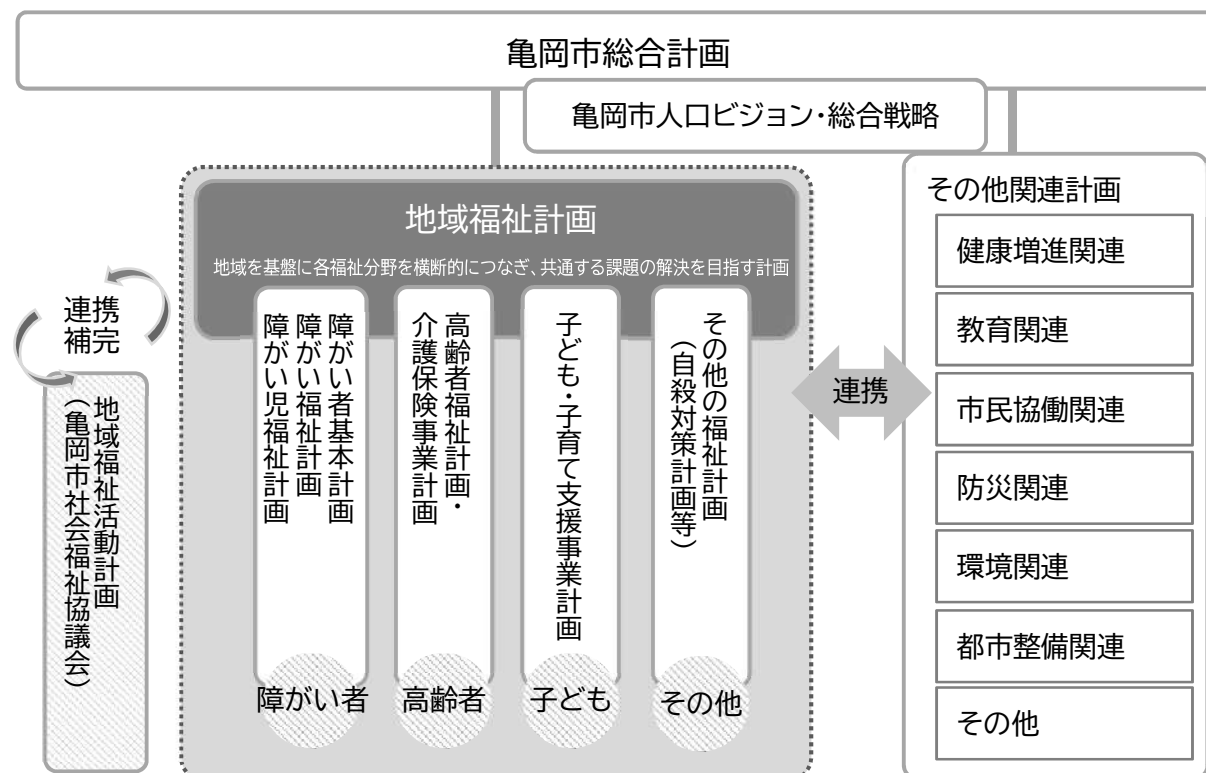
◆社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)(抄)

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

◆地域福祉計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画は令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。

◆各計画の計画期間

計画名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
亀岡市総合計画	第4次基本構想					第5次基本構想					
	後期基本計画					基本計画					
本計画	改定亀岡市地域福祉計画					第3期亀岡市地域福祉計画					
					策定					策定	
かめおか地域福祉活動計画 (亀岡市社会福祉協議会)	改定かめおか地域福祉活動計画					第3期かめおか地域福祉活動計画					
					策定					策定	
障がい者基本計画	第3期計画					第4期計画					
					策定					策定	
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第5期・第1期計画		第6期・第2期計画			第7期・第3期計画					
					策定		策定			策定	
いきいき長寿プラン (高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画)	第7期計画		第8期計画			第9期計画					
					策定		策定			策定	
子ども・子育て支援事業計画	第1期計画			第2期計画							
				策定					策定		
かめおか健康プラン21	第2次計画										
										策定	
亀岡市自殺対策計画	第1期計画										
			策定					策定			

4 国や府の動向

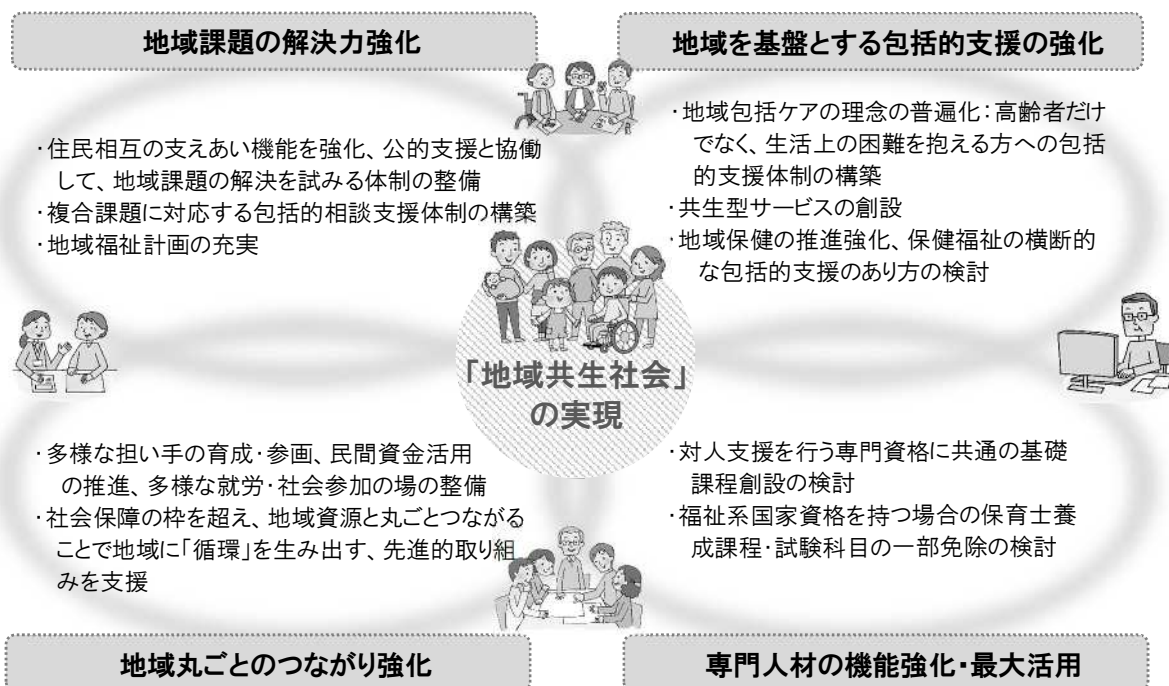
(1)地域共生社会の実現に向けて

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月閣議決定）では、子ども・高齢者・障がいのある人等、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示されました。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

「地域共生社会」の実現には、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的な課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立、社会的排除への対応、また地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、「地域共生社会の実現に向けての当面の改革工程」に基づいて取り組みが進められており、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人ひとりの生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。

◆国が目指す「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格



資料：平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を参考

(2)地域福祉計画の充実について

地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、平成 29 年 5 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部が改正されました。改正社会福祉法では、地域福祉計画の策定を市町村の努力義務とし、計画に盛り込むべき事項が追加されました。

改正社会福祉法の概要

地域福祉推進の理念を規定【法第 4 条 2 項関係】

支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が主体的に把握し、支援関係機関と連携して解決を図ることを目指す旨が明記されました。

市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定【法第 106 条の 3 第 1 項関係】

地域福祉の推進のために地域住民等や支援関係機関が相互協力を円滑に行い、地域生活課題の解決に向け、包括的な支援体制づくりに努めることとされました。

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

地域福祉計画の充実【法第 107 条関係】

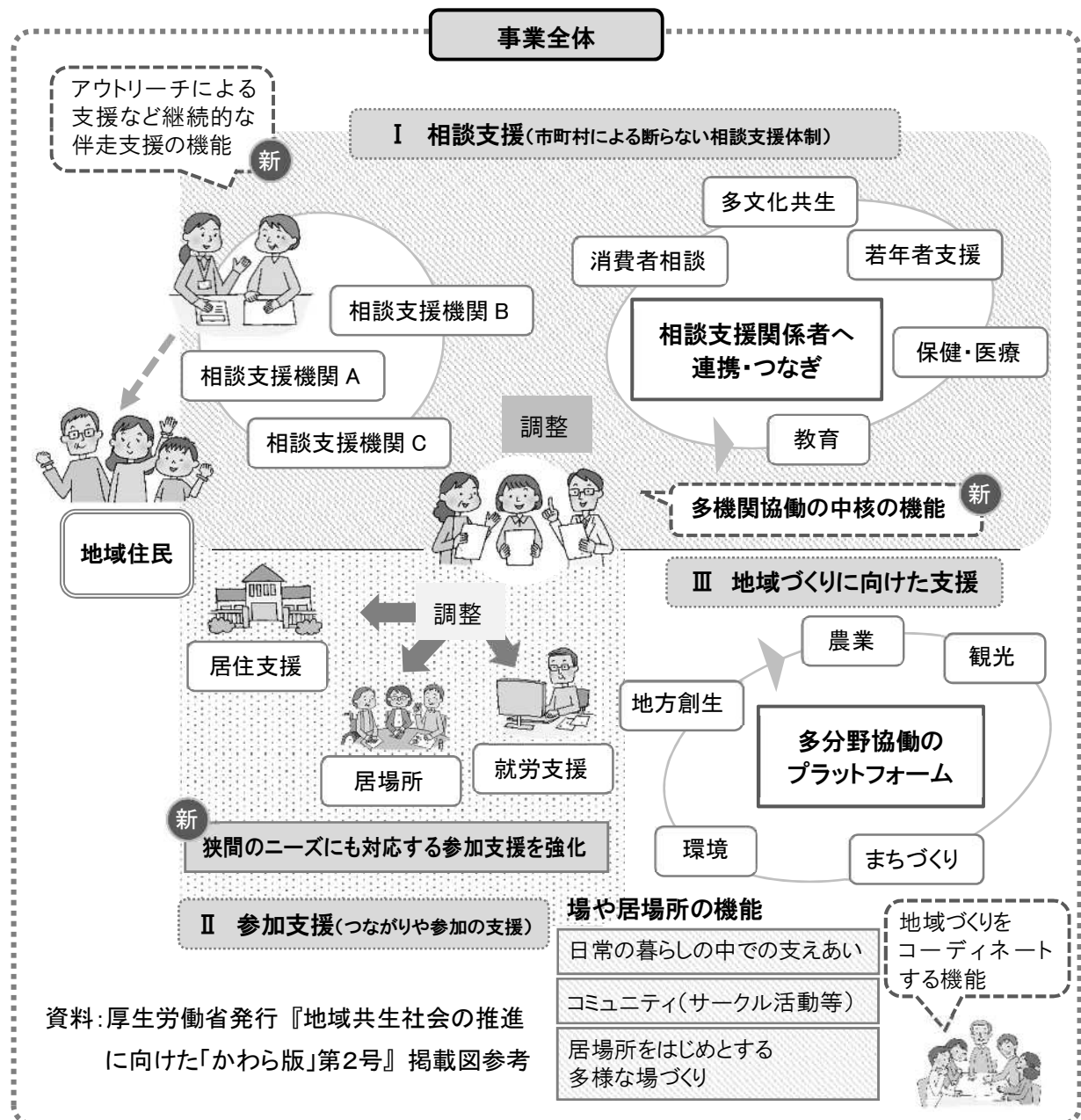
市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、「上位計画」として位置づけられました。

(3)「重層的支援体制整備事業」の創設について

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」の最終取りまとめを踏まえ、重層的支援体制整備事業の創設などが新たに規定された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に公布されました。

重層的支援体制整備事業は、生活課題を抱える市民を支援する体制や、市民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき一体的に実施する事業です。重層的支援体制整備事業では、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者自立支援等の制度ごとに分かれている相談支援などの関連事業について、財政支援を一体的に実施していくこととされています。

◆地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する新事業の概要(イメージ)



(4)京都府の動き

『京都府地域福祉支援計画』は、令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間として策定され、年齢や障がいのありなしに関わらず、個人の尊厳を守りながら、一人ひとりが地域社会の一翼を担い、お互いに支えあい、希望を実現できる地域共生社会の確立を目指し、地域を支える人材や団体の育成や専門機関との連携などの体制づくりの取り組みを進めています。

また京都府では、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とならない人とが支え合う社会づくり条例（聞こえの共生社会づくり条例）」等の地域福祉を具体化する条例も制定されており、誰もが安心できる暮らしやすいまちを目指し、生活環境の整備、福祉教育の充実など人にやさしいまちづくりの推進を支援する計画となっています。

京都府地域福祉支援計画

〈府の取り組み方向〉

- 1 地域において包括的に相談・支援できる仕組みの推進
- 2 地域で支え合うための人材
- 3 様々な地域福祉課題に対する取組
- 4 人にやさしいまちづくり
- 5 災害にも強い地域福祉

5 地域福祉に関わる動向

(1)生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援法は、施行から5年が経過し、生活困窮者に寄り添った包括的支援がさまざまな分野の関係機関とのつながりの中で実施されてきました。

また、平成30年10月に施行された「改正生活困窮者自立支援法」では、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、「生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化」や「子どもの学習支援事業や住宅支援の強化」などが盛り込まれました。

(2)介護保険・高齢者福祉

団塊の世代が75歳以上となる令和7年以降、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、深化・推進していく必要があります。

令和2年6月に介護保険法の一部改正が示され、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の改正の趣旨として「地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。」と示されています。

(3)障がい者福祉

平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が施行され、「障がい者」の定義に難病等が追加され、「制度の谷間」がないよう支援が行われるようになるとともに、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。その後、平成30年4月の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部を改正する法律の施行（平成28年6月に一部施行）により、自立生活援助や就労定着支援といったサービスの創設や、高齢の障がいのある人が、介護保険サービスを円滑に利用するための見直しなどが行われるとともに、障がいのある子どもへのサービス提供体制を構築するための障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

(4)児童福祉・子ども・子育て支援

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立しました。これらの法律に基づき、平成 27 年 4 月から、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の 3 つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。これにより、各市町村において 5 年を 1 期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計やそれに対応する提供体制、実施時期等を定めることが義務付けられました。また、平成 26 年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」については、社会全体でのさらなるワーク・ライフ・バランスの浸透や女性が就労の場で活躍できる取り組みの促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを推進するため、令和 6 年度末までの 10 年間に延長されました。

◆国の主な動き

年	地域福祉	高齢者	障がい者	子ども
H27	生活困窮者自立支援法施行	医療介護総合確保推進法施行		子ども・子育て支援法施行
	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書			
H28	厚生労働省通知「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」		障害者総合支援法及び児童福祉法一部改正 発達障害者支援法一部改正	児童福祉法一部改正 母子保健法一部改正
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置、地域力強化検討会設置			
H29	成年後見制度利用促進基本計画閣議決定			
	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正 ↓ 社会福祉法一部改正			
	地域福祉計画策定 ガイドライン提示			
H30	厚生労働省通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」			子ども・子育て支援法一部改正
R元	就職氷河期世代の調査の実施			
R2	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正（令和3年4月施行）			

(5)保健・健康づくり

平成 25 年度から令和 4 年度までの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次）」を推進することを目的として、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（基本方針）」が改正され、新基本方針に具体的な目標を規定することとなりました。また、平成 30 年の「健康増進法」の一部改正に伴い、受動喫煙対策における国及び地方公共団体の責務や施設の管理者が講ずべき措置等について定められました。

(6)人権三法

平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、同年 6 月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、また同年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」という差別を解消するための 3 つの法律が施行されました。

この 3 つの法律は、国籍、性別、世代などさまざまな違いを超えて、すべての人の人権が尊重され、共に支えあい、共に生きることができる「共生社会の実現」を目指し施行されました。

いまだに残る差別を解消するため、すべての人が自分のできることを考え、行動し、人権が侵害されることで「生きづらさ」を感じるものがない、生きることの「幸せ」を感じ取れる社会を築くことが求められています。

(7)持続可能な開発目標(SDGs)

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。「持続可能な開発目標（SDGs）」は、令和 12 年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットから構成されています。

国では、平成 28 年に「SDGs 推進本部」を設置し、平成 29 年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版」において「SDGs の推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取り組みを推進していくことが重要」としています。



第2章 本市を取り巻く環境

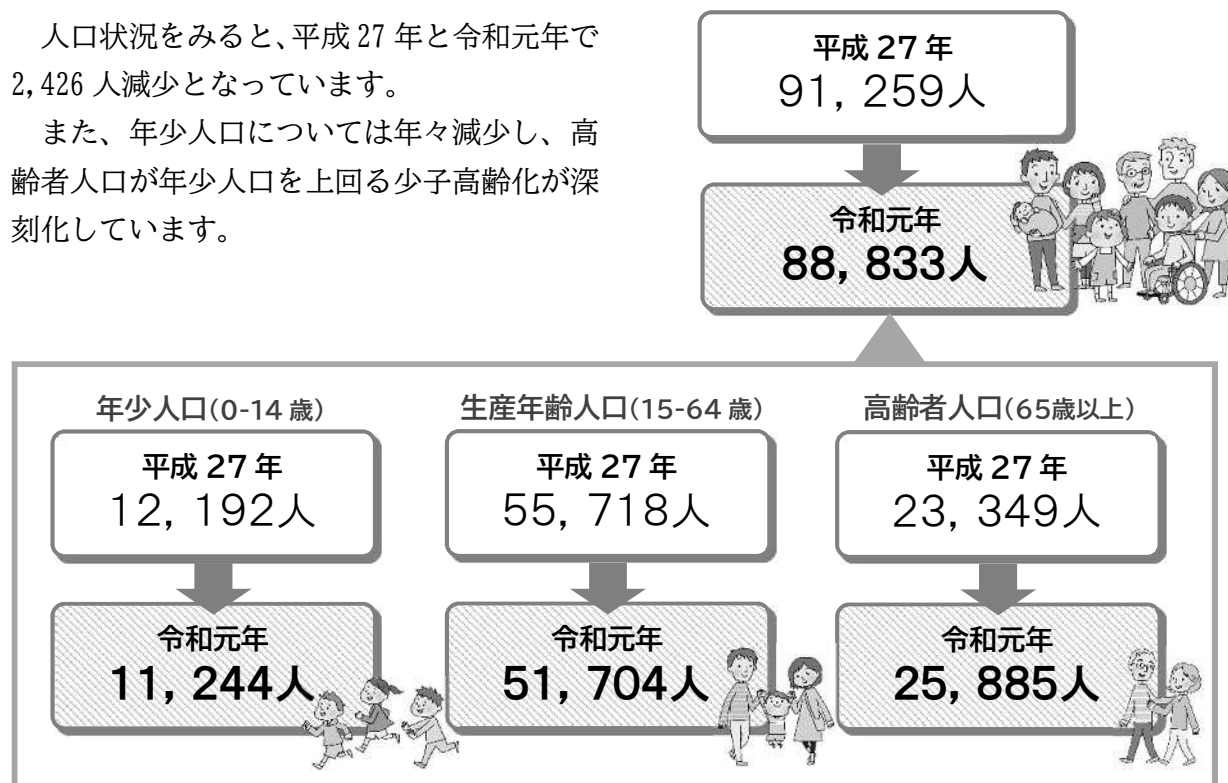


1 本市における現状

(1)人口の状況

人口状況を見ると、平成27年と令和元年で2,426人減少となっています。

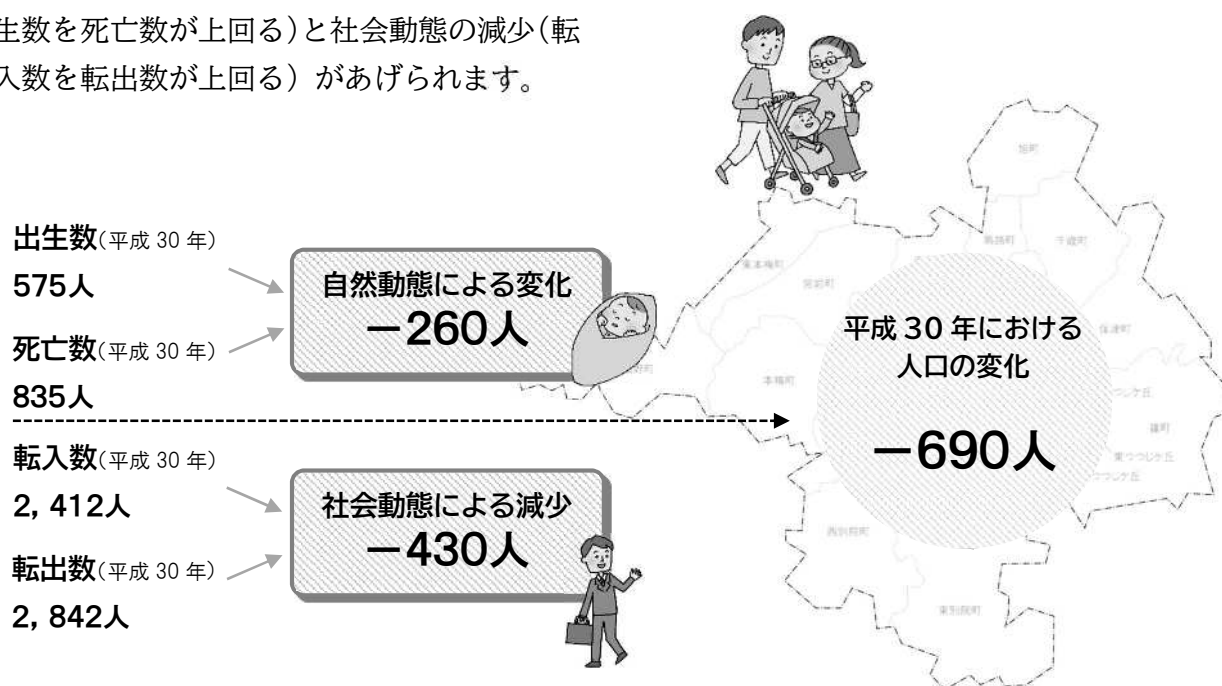
また、年少人口については年々減少し、高齢者人口が年少人口を上回る少子高齢化が深刻化しています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

(2)人口の変化要因

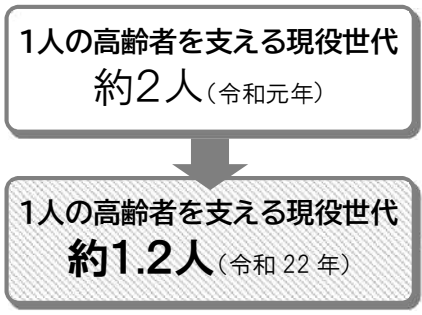
人口変化の要因として、自然動態の減少(出生数を死亡数が上回る)と社会動態の減少(転入数を転出数が上回る)があげられます。



資料:亀岡市統計書

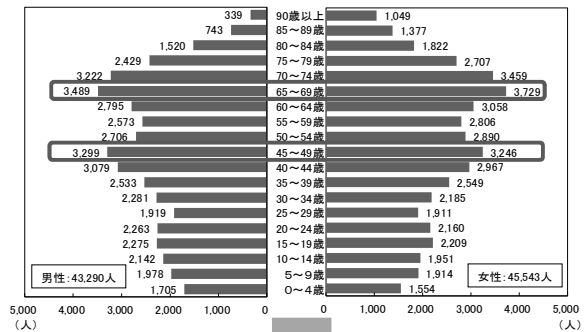
(3)これからの人口構造の変化

本市の人口構造をみると、65～69歳の年齢層がもっとも多く、次いで、45～49歳の年齢層となっています。国立社会保障・人口問題研究所のコーホート要因法による推計でみると、20年後には、本市の人口は60,000人規模まで減少し、令和元年で2番目に多かった45～49歳の年齢層が65歳以上の高齢者となり、高齢者を支える現役世代人口が減少すると推測されます。

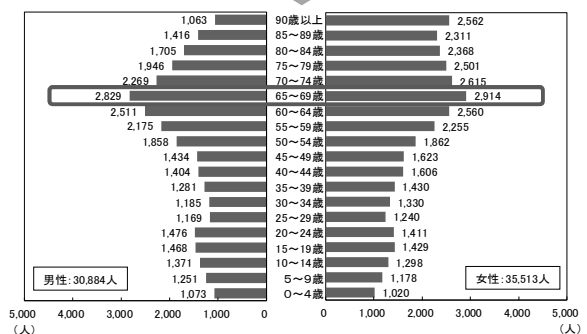


※高齢者1人を支える人数は15～64歳人口を65歳以上人口で除して算出

◆令和元年



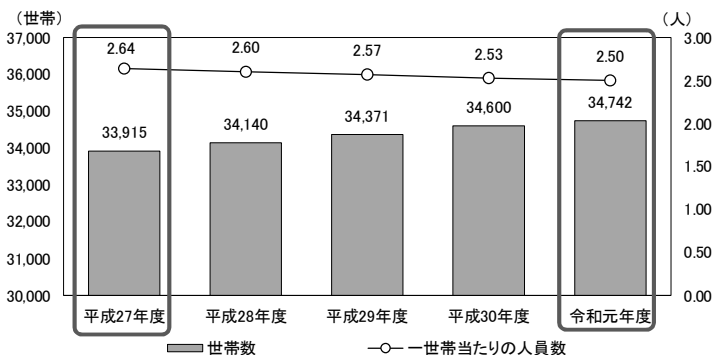
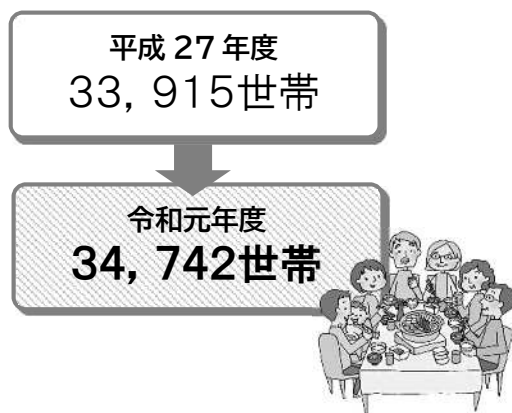
◆令和22年予測



資料: 令和元年分は住民基本台帳(各年4月1日)
令和22年予測は、国立社会保障人口問題研究所推計

(4)世帯の状況

世帯状況をみると、平成27年度から令和元年度で827世帯の増加となっています。一世帯当たりを構成する人員数は、平成27年度の2.64人から令和元年度の2.50人と減少しています。



資料: 令和元年版亀岡市統計書(人口は各年10月1日時点)

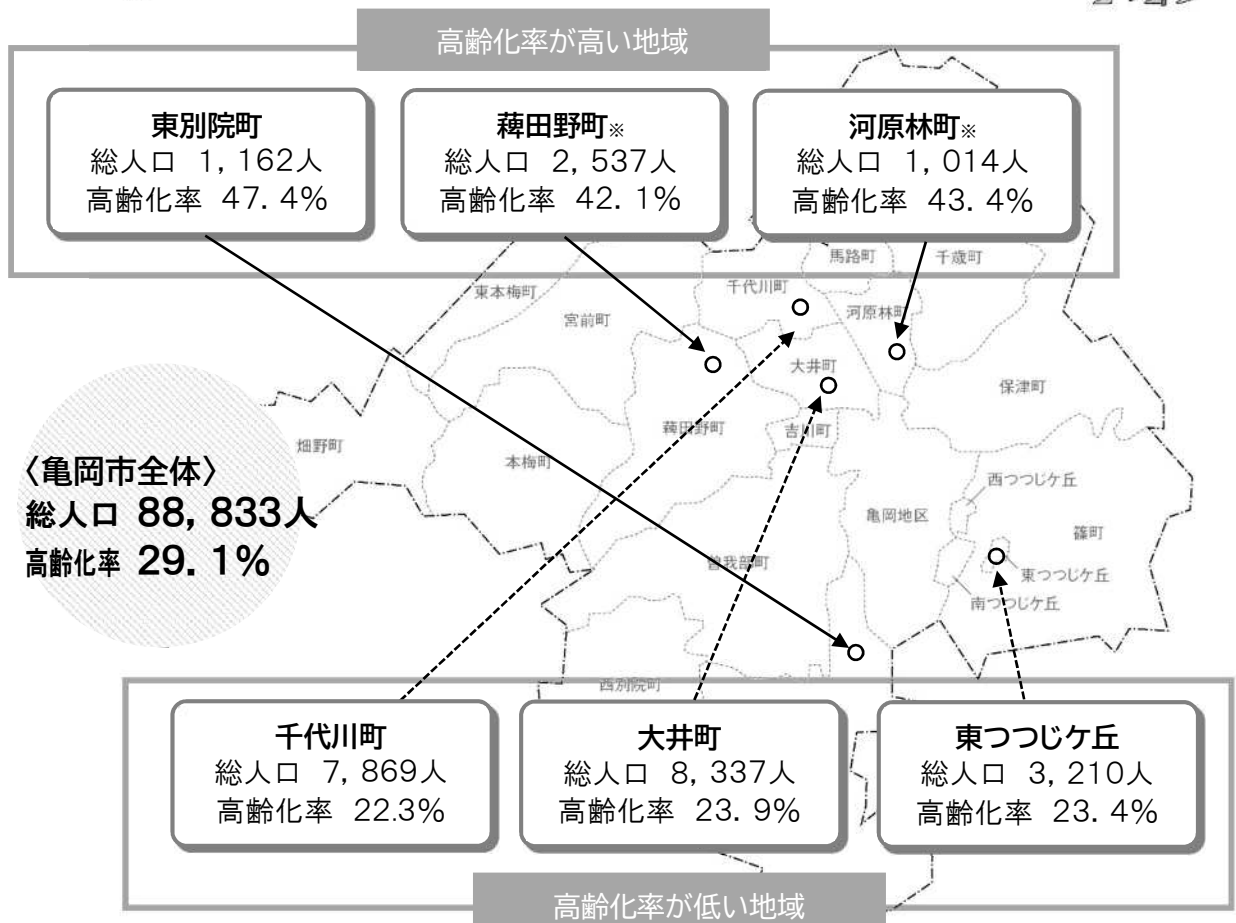
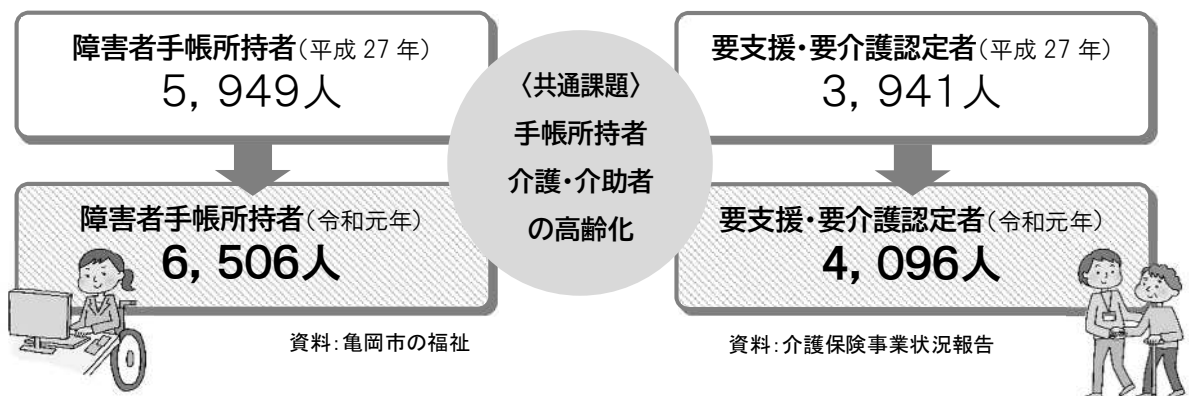
(5) 支援を必要とする人の状況

〈障がいのある人の状況〉

○障害者手帳所持者の状況をみると、平成27年から令和元年にかけて所持者は増加しています。所持者については、身体障害者手帳所持者の占める割合が高くなっています。

〈要支援・要介護認定者の状況〉

○要支援・要介護認定者は、高齢者人口増加に合わせて、平成27年から令和元年まで増加しています。中でも、要介護1、3の認定者が増加しています。また、地域によって人口や高齢化率に大きな違いがみられます。

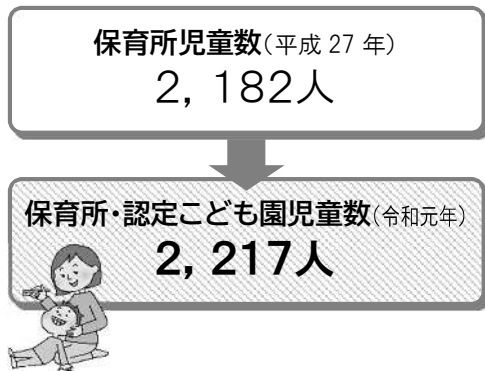


資料：亀岡市市民課提供(平成31年4月1日時点)

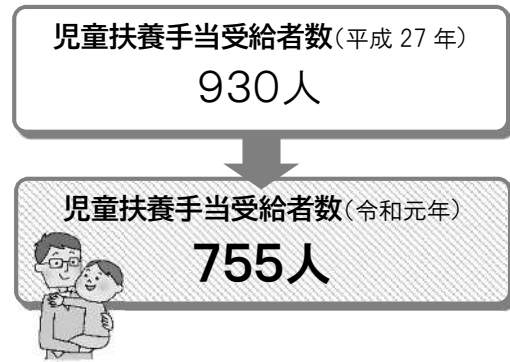
※：菟田野町、河原林町には高齢者に関係した施設があるため、高年齢化率は高くなっています。

〈児童福祉に関する状況〉

○保育所・認定こども園の児童数は、平成27年と比較して令和元年は増加しています。
また、児童扶養手当の受給状況については、平成27年から令和元年にかけて減少しています。



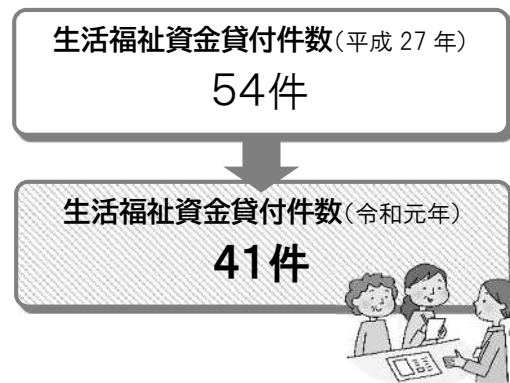
資料: 亀岡市保育課提供(平成31年4月1日)



資料: 亀岡市の福祉

〈生活困窮に関係した統計〉

○生活保護の受給状況を見ると、平成27年から令和元年にかけては、減少しています。
○生活困窮者自立相談支援機関での相談件数や生活福祉資金貸付件数についても減少しています。



資料: 亀岡市地域福祉課提供

(6)地域福祉活動の状況

〈ボランティアの状況〉

○登録ボランティア数の状況を見ると、ボランティア団体とその会員数は、平成27年から令和2年にかけて増加しています。

〈民生委員・児童委員の状況〉

○民生委員・児童委員の状況を見ると、人数は、平成27年より令和2年にかけて横ばいに推移しており、人数的な維持はできていると考えられます。

〈自治会の状況〉

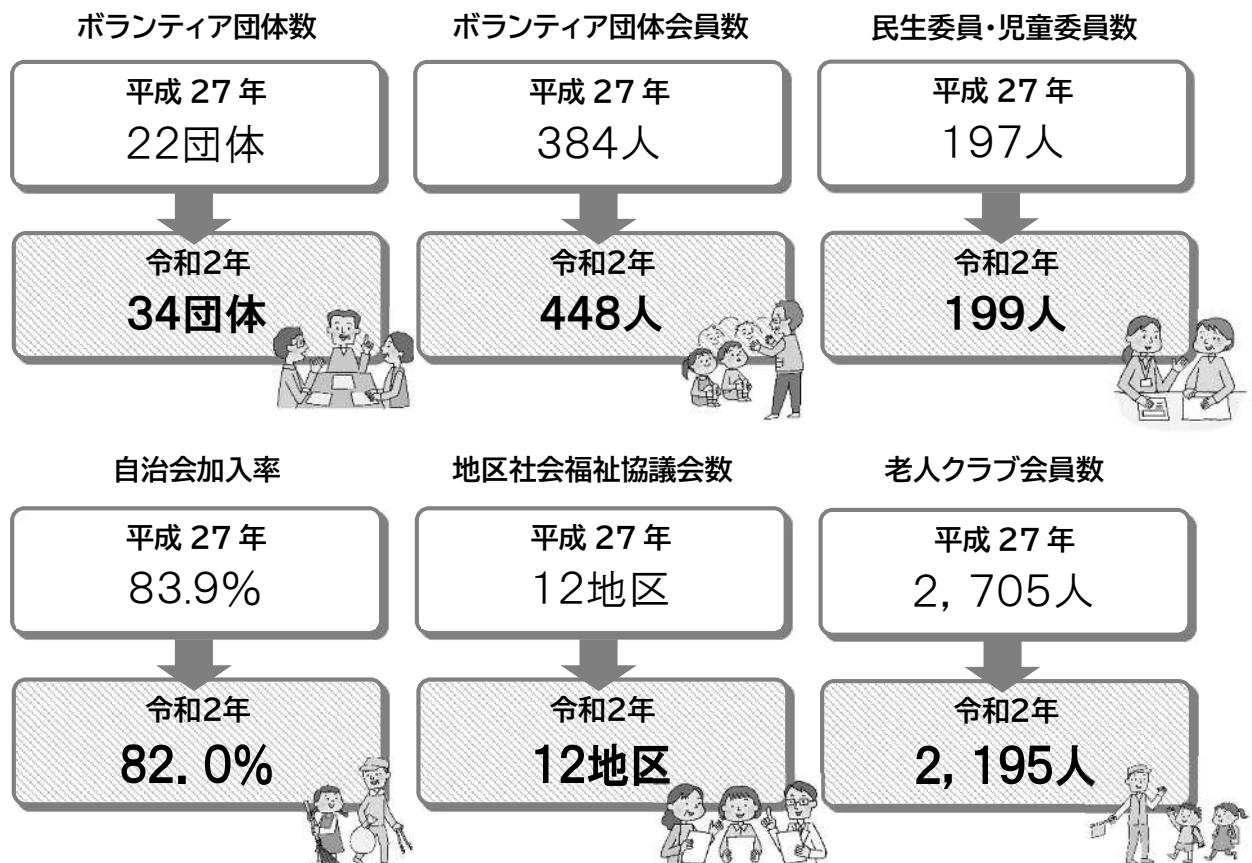
○自治会の状況を見ると、自治会の加入率は減少傾向にあります。

〈地区社会福祉協議会の状況〉

○地区社会福祉協議会については、自治会数23地区のうち12地区で活動を行っています。

〈老人クラブの状況〉

○老人クラブの状況については、60歳以上の人口は増加しているものの、老人クラブ自体が減少し、それに合わせて会員数も減少傾向にあります。



資料：亀岡市地域福祉課提供

(7)セーフコミュニティとセーフスクールの取り組み

本市では、「事故やけがは偶然に起こるのではなく、予防できる」という理念のもと、行政と市民等、多くの主体の協働により、すべての人たちが安全・安心に暮らすことができるまちづくりを目指し、WHO（世界保健機関）が推奨するセーフコミュニティの認証取得都市として活動を推進してきました。

平成30年には、セーフコミュニティの3度目の認証、セーフスクールの2度目の認証を受けています。

セーフコミュニティかめおか対策委員会

セーフコミュニティの活動を進めるため、本市では次の対策委員会を設置し、取り組みを進めています。

〈対策委員会〉

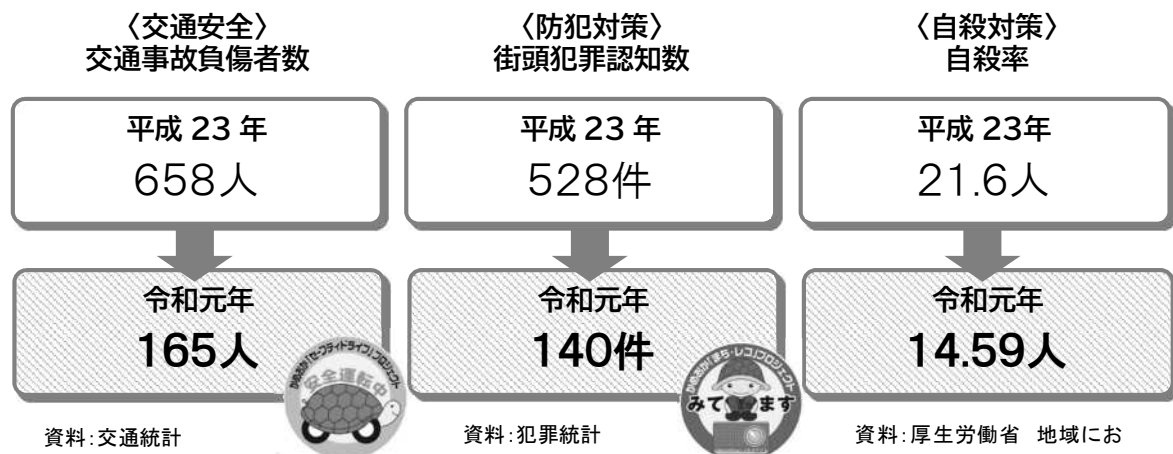
「乳幼児の安全対策」、「自殺対策」、「スポーツの安全対策」、「高齢者の安全対策」、「交通安全」、「防犯」、「防災」

※「防災」は令和3年4月に新規設置。

セーフコミュニティの主な取り組み

〈取り組み例〉

- 市内の交通事故減少に向けて小学生の自転車大会の開催や高齢者への反射材の配布等の取り組み。
- 街頭犯罪減少を目指し、防犯カメラの設置や地域と行政が連携した防犯活動の取り組み。
- 自殺者数の減少傾向を維持するため、「亀岡市自殺対策計画」に基づき、さまざまな啓発活動や相談窓口の充実等、生きづらさを抱える人の心のケアに関する取り組み。



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料
※自殺率とは人口10万人あたりの年間自殺者数

2 アンケート調査から見た状況

(1)各種アンケート調査

地域福祉計画の策定にあたり、まずは地域の課題や取り組みなどを把握するため、地域の実情に詳しい市内の民生委員・児童委員、自治会役員及び地域福祉に関する活動をしている事業所や団体へアンケート調査を実施しました。

調査実施概要①

○地域において直接市民と関わる活動をされている民生委員・児童委員、自治会役員の方の考えや意見を計画策定に反映するためにアンケート調査を実施

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
民生委員・児童委員 自治会役員	493	387	78.5%

- 調査期間：令和2年7月
- 調査方法：郵送による配布・回収

調査実施概要②

○市内で地域福祉に関する活動をしている事業所や団体の皆様の現在の状況や地域の活動等に関しての率直な意見や要望などを把握するためにアンケート調査を実施

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
活動団体	53	41	77.4%

- 調査期間：令和2年8月
- 調査方法：郵送による配布・回収

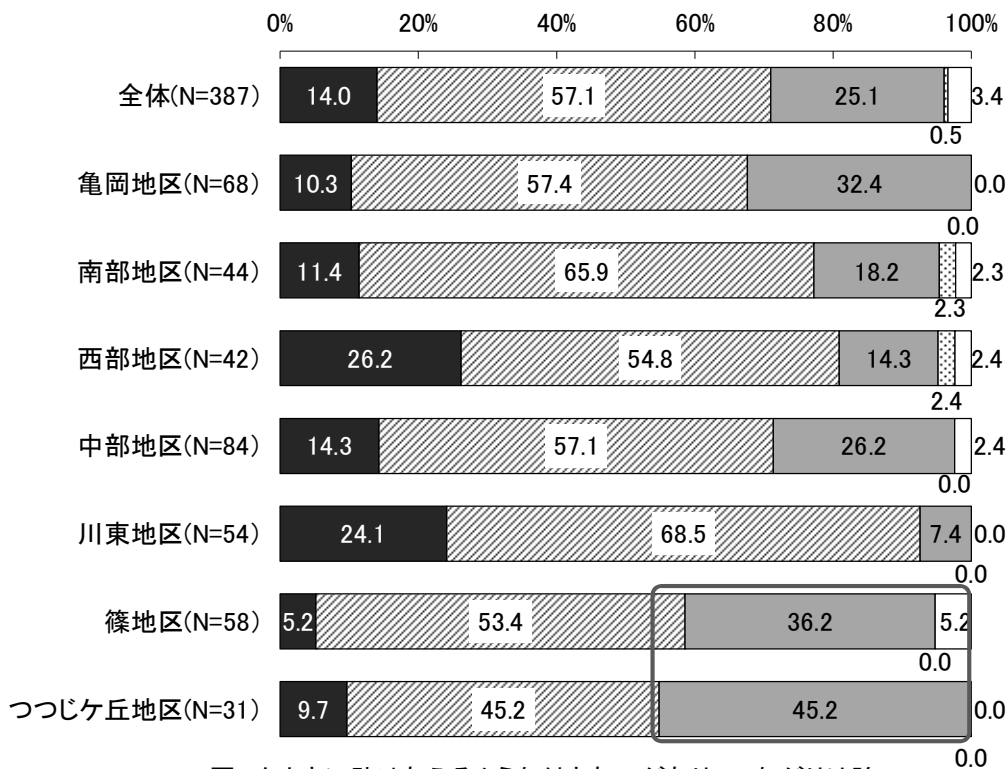
① 地域のつながりについて

民生委員・児童委員、自治会役員調査

- 川東地区では、他の地域と比べ、**地域でのつながりが「強い」**及び**「まあまあ強い」**が最も高くなっています。
- 一方、篠地区やつつじヶ丘地区といった比較的新しい住宅地がある地域では、「挨拶をする程度で日常的な付き合いはなく、つながりはあまり強くない」が高くなっています。



○全体でみると、「日常的な付き合いがあり、つながりはまあまあ強い」が 57.1%と最も高くなっていますが、「挨拶をする程度で日常的な付き合いはなく、つながりはあまり強くない」の割合が高い地域もあり、地域ごとに状況が異なっていることがわかります。



- 困ったときに助けあえるような付き合いがあり、つながりは強い
- ▨ 日常的な付き合いがあり、つながりはまあまあ強い
- ▤ 挨拶をする程度で日常的な付き合いはなく、つながりはあまり強くない
- 近所との付き合いがなく、つながりは弱い
- 不明・無回答

② 地域の課題に感じていること

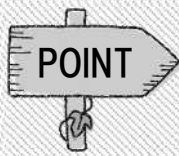
民生委員・児童委員、自治会役員調査

○「地域の役員などのなり手がいない」が最も多くなっています。

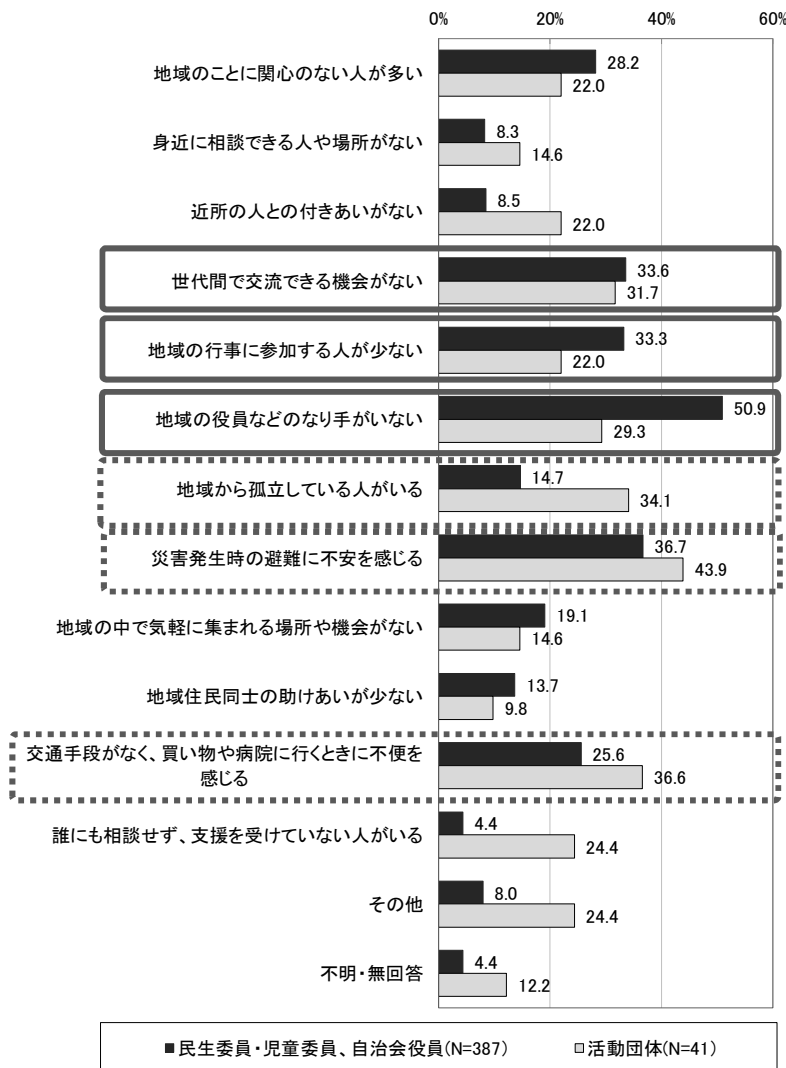


活動団体調査

○「災害発生時の避難に不安を感じる」が最も多くなっています。



○民生委員・児童委員、自治会役員では、役員のなり手に次いで**世代間交流の機会や地域行事への参加者が少ないこと**を課題と感じています。活動団体では、災害時の避難に次いで、**地域から孤立している人がいることや買い物や通院等の交通手段がないこと**を課題と感じています。



③ 地域の中で見守りが必要な人や気がかりな人

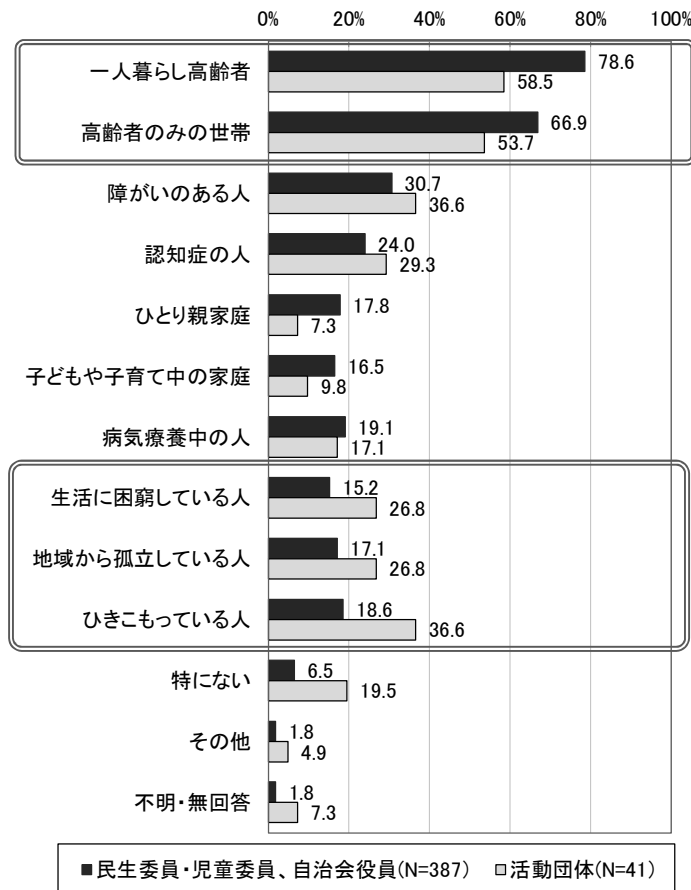
民生委員・児童委員、自治会役員調査

活動団体調査

○地域の中で見守りが必要な人や気がかりな人をみると「一人暮らし高齢者」「高齢者のみ世帯」が多くなっています。



○「一人暮らし高齢者」や「高齢者のみの世帯」に次いで「障がいのある人」、「認知症の人」が多くなっています。活動団体では「生活に困窮している人」、「地域から孤立している人」、「ひきこもっている人」なども多くなっています。



課題を抱えている人を発見する機会を尋ねたアンケートでは、次の3つが上位にあがっています

地域の見守り
活動から
57.9%



近所の人から
の相談
40.1%



地域の団体の
役員などから
24.3%



◆民生委員・児童委員、自治会役員調査(複数回答)

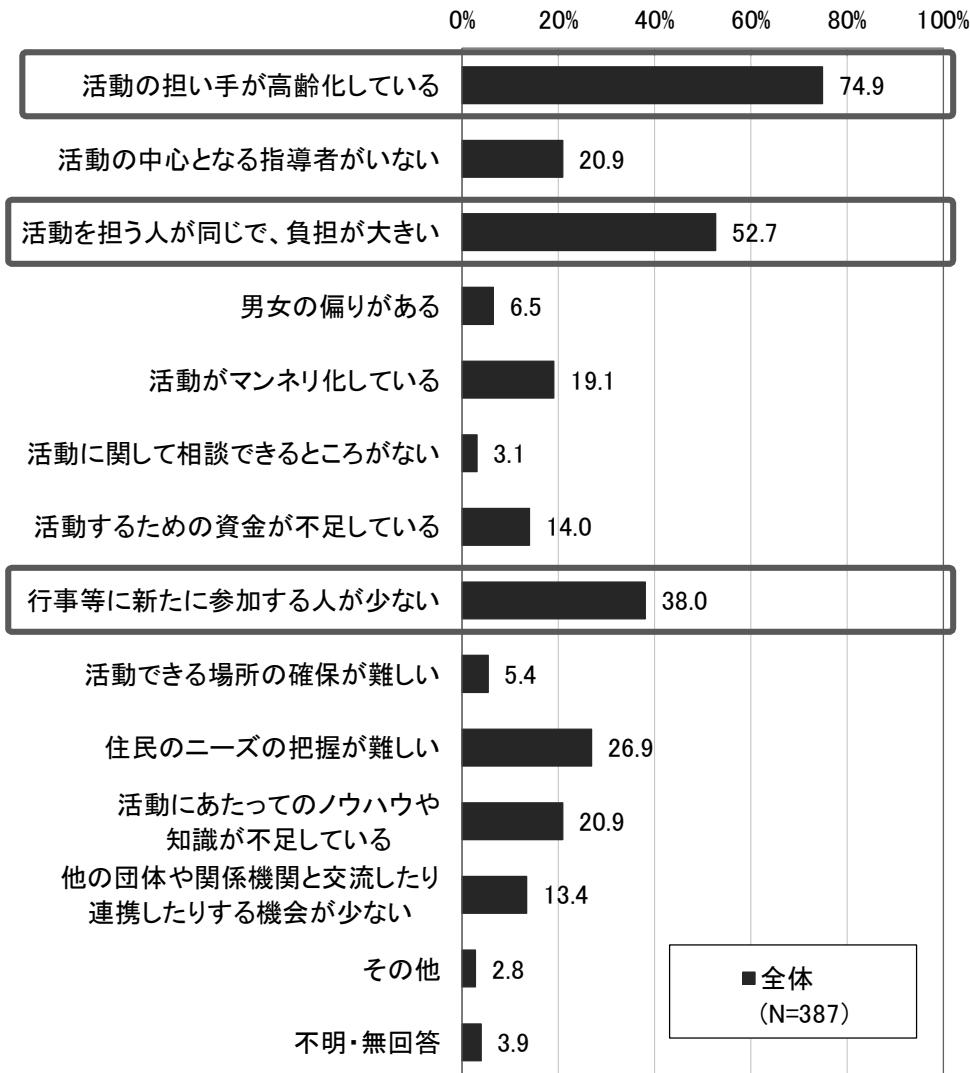
④ 地域の支えあいや助け合いについての課題

民生委員・児童委員、自治会役員調査

○地域の中で、支えあいや助け合いの活動をする上で課題となっていることについては、「活動の担い手が高齢化している」が多くなっています。



○担い手が高齢化、固定化し、負担が増している状況の中、行事等・活動に参加する人が少なく、新たな担い手を確保することが難しい状況になっています。



⑤ 安心して暮らすために地域に必要な地域福祉活動

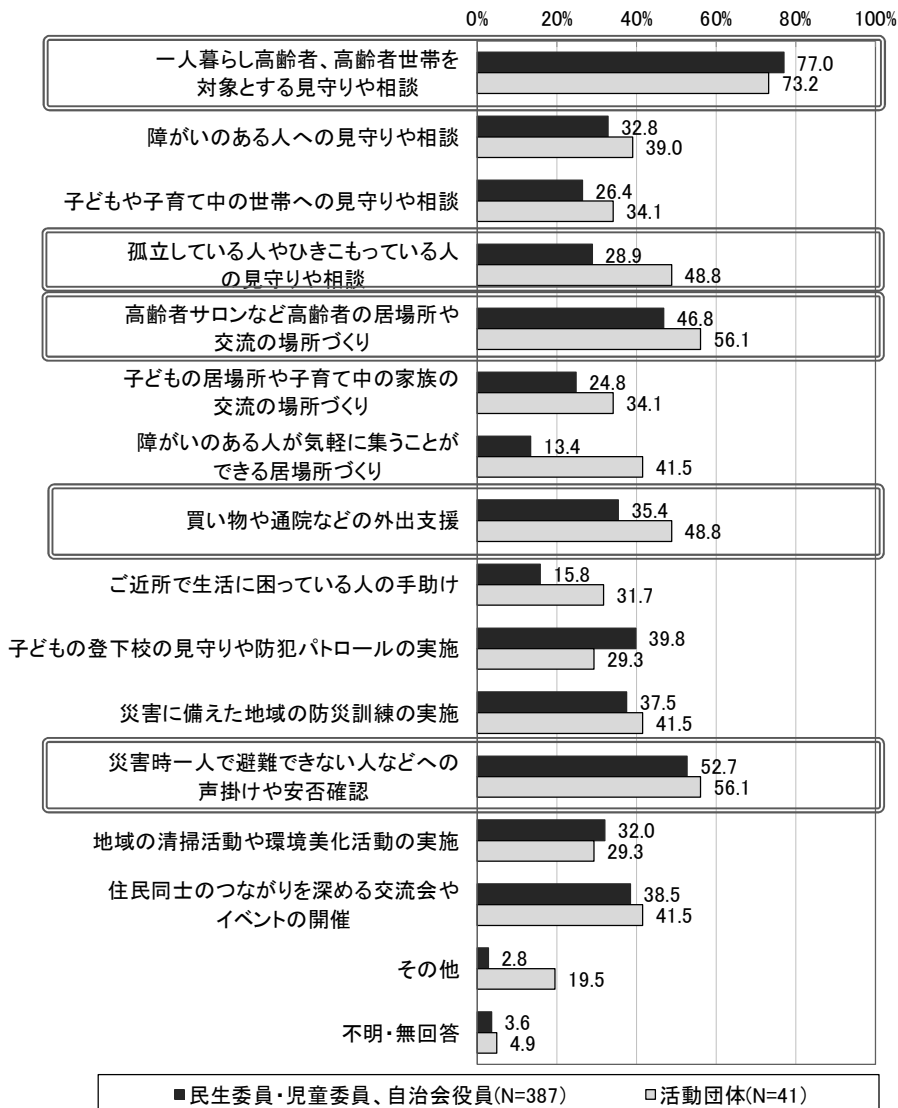
民生委員・児童委員、自治会役員調査

活動団体調査

○安心して暮らすために必要な地域福祉活動は「一人暮らし高齢者、高齢者世帯を対象とする見守りや相談」、「災害時一人で避難できない人などへの声掛けや安否確認」が多くなっています。



○高齢者への見守りや相談、交流の場づくり、災害時の安否確認などを必要と考える回答が多くなっています。活動団体では、「買い物や通院などの外出支援」や「孤立している人やひきこもっている人の見守りや相談」が必要との回答も多くなっています。



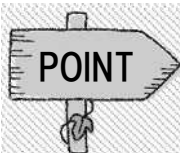
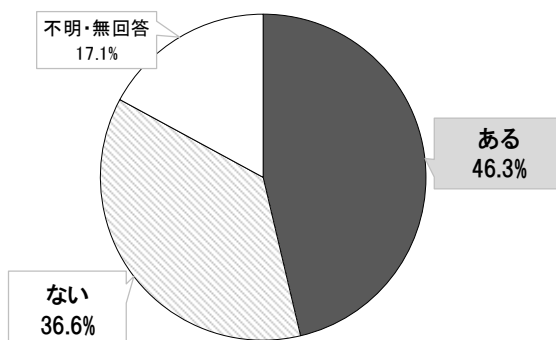
⑥ 解決が困難で他の団体との連携によって解決した例

活動団体調査

○活動団体に、見守りが必要な人や気がかりな人との関わりで解決が困難で他の団体と連携したことがあるかどうかについては、「ある」が46.3%となっています。



◆解決が困難で他の団体と連携したことがあるかどうか



- 困難だった事例をみると、高齢者の孤立や生活困窮、8050 問題などの課題が複合しているケースが多くなっています。
- 高齢化が進む中で、今後も複合した課題が多くなると予測されます。

〈連携により解決した例〉

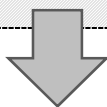
●高齢者の社会的孤立

〈概要〉

難聴や股関節障がいのある夫婦で近隣とは離れた場所に家がある。また夫婦ともに認知症のため通院等の日を間違えるなど日常生活に問題が出てきたケース。

〈困難理由〉

夫婦が支援者を拒否し、攻撃的な態度を示すことがあり、また親族とも疎遠となっていたケースで、介護サービスに結びつけることが困難だった。



〈連携内容〉

- ・地域包括支援センター、民生委員、自治会、疎遠だった親戚、行政等でケース会議をして情報を共有し、連携支援を行った。



●ひきこもりと生活困窮

〈概要〉

生活困窮状態の母親が地域から孤立、子どもは60歳でひきこもり。高齢化や病気を機に問題が一気に表面化したケース。

〈困難理由〉

地域のつながりを拒否し、孤立していたため、必要な支援につながらず、事態が悪化した。母親と子どもの双方に支援が必要だが、子どもの状況を把握できていなかった。




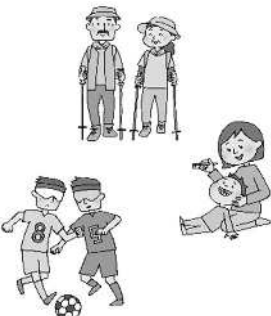


〈連携内容〉

- ・亀岡市（相談員）がコーディネーターとなり、医療、介護等の支援機関が連携し、母親と子どもの双方への支援体制を構築した。



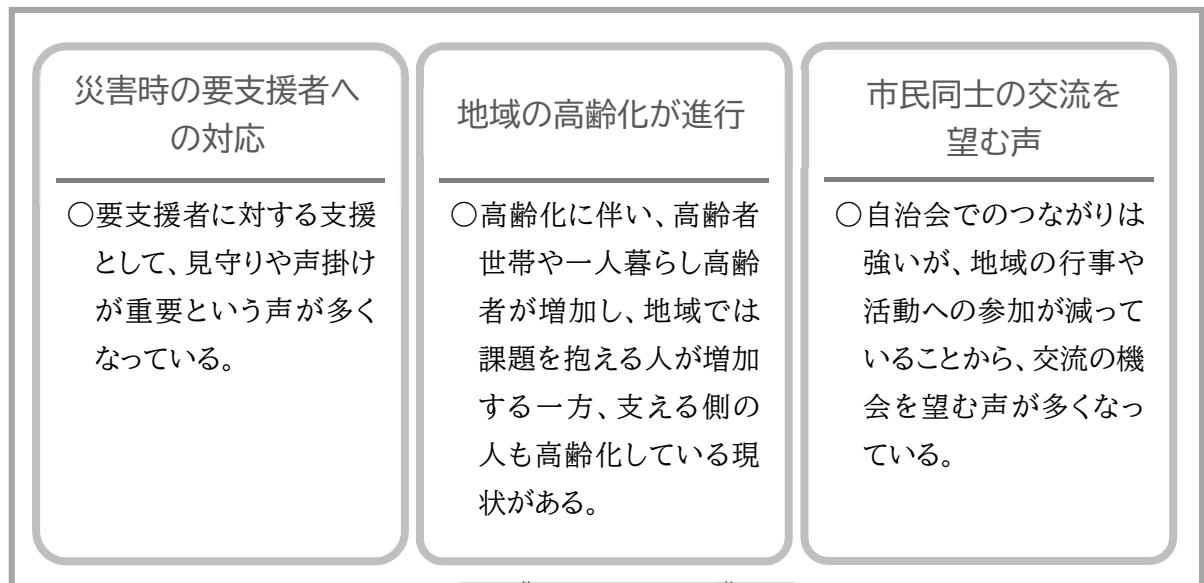
(2)グループワーク(策定委員会内で実施)

本計画の策定委員会において、それぞれの委員の立場から感じる地域福祉に関係した課題を把握するために、グループワークを実施しました。グループワークで出た意見を分野ごとにまとめています。

分野	内容
 <p>地域のつながり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会のつながりは強い。 ○地域の課題については、普段からのつながりを増やして、地域で対応できる力をつけていくことが大事。 ○価値観やライフスタイルの違い、交流の機会が少ないことなどから新しく引っ越して来られる人とのルールの共有が難しくなっている。 ○SNS等のインターネットを利用したつながりも増えているが、実際に会って話すことも大切。
 <p>子育て・高齢者・障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域やご近所同士で、課題を解決できるようにするためには、元気な高齢者を巻き込んで取り組んでいくことが必要。 ○子育て中はさまざまな問題や課題があるが、そんな時に地域で話や悩みを聴いてもらえる場所があることがありがたいと思っている。 ○高齢化が進む中で、それぞれの健康状態に対応した施策に取り組んでいくことが必要。 ○障がい者団体等の活動や事業を周知し参加を呼び掛けているが、なかなか活動が広がっていかない。
 <p>災害対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護の観点から踏み込んだ情報について共有することが難しく、災害時や地域で助け合わないといけない時の情報が少なく不安。 ○災害が起こった時の避難について、日頃からの話しあいが必要。 ○一人暮らし高齢者等、地域で孤立しやすい人に対して、どのように避難を促していくのかを考える必要がある。
 <p>地域課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○居場所づくりのための組織をつくるも、後継者がいない。 ○複合的な課題が多くなり、地域での対応が難しくなっている。 ○地域課題はどこまで解決となるのかがわからない。 ○地域の行事に参加する人が少なくなってきた。

(3)市民の意見まとめ

民生委員・児童委員・自治会役員アンケート調査、活動団体調査、グループワークの結果からみえる課題を取りまとめています。



3 前回計画の検証

前回計画及び中間見直しの内容を振り返り、各基本目標に対する具体的な取り組み内容の進捗や成果、課題を取りまとめ、本計画を策定する上での課題を以下のとおり整理しました。

基本目標1 顔のみえる関係づくりを進める「絆づくり」

1 地域の見守りネットワークの充実 中間見直し重点項目

主な取り組み

- 身近な相談機関の充実及び連携強化／○社会福祉協議会と自治会や各団体との連携強化／
- 民生委員・児童委員活動の実施

〈成果〉

- 生活困窮者自立相談支援事業ネットワーク推進会議等を通じて、行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自立相談支援機関、地域包括支援センター等との連携強化を図った。
- 地域のふれあいサロン活動やふれあい交流イベント等の開催を通じて普段からの顔のみえる関係づくりを行ったことで、自治会や地区社協、各種団体など見守りへの意識を高める活動ができた。
- 民生委員・児童委員が、地域の身近な相談役として、また専門機関へのつなぎ役として、さまざまな関係機関と連携しながら活動できるよう支援した。

〈課題〉

- 地域では、8050問題や長期ひきこもりの人を抱えた世帯、複合的な困難を抱えた世帯など**長期的、継続的な支援が必要な困難な事例がある。**
- 複雑な課題が増加しているが、地域の担い手は高齢化・固定化しており、負担が増えている。**新たな担い手の発掘・育成が必要**である。
- 市民同士の関係性が希薄化し、**市民ニーズの把握や情報収集が困難**になっている。

2 地域の福祉課題の理解促進

主な取り組み

- 地域福祉の理念の普及・啓発活動の実施／○人権問題に関する各種啓発事業の実施

〈成果〉

- ヒューマンフェスタ等のイベントを通じて、多くの人権問題について市民への啓発を行うことができた。
- 隣保館・児童館を「人権と福祉の拠点施設」として幅広く活用し、高齢者や子育て世代などの市民の交流や生きがいづくりの場として広く活用されるようになった。
- 地域でのサロン活動等への支援や福祉への理解促進のための事業を通じて、地域福祉の輪を広げる啓発ができた。

〈課題〉

- SNS などでの誹謗中傷等による差別を生み出さないよう、**人権問題に対する正しい知識を啓発する必要がある。**
- 福祉課題への関心を高めるため、さまざまな機会を通じて、**周知・啓発を進める必要がある。**

3 生活困窮者への支援

主な取り組み

- 自立相談支援を通じた、生活再建及び自立に向けた継続的な支援の実施／
- 生活困窮者が抱える複合的な課題に対応するための取り組みの実施

〈成果〉

- 生活困窮者に対し、住居確保給付金支給事業や一時生活支援事業等の各種制度を活用しながら必要な支援を実施することで、生活保護に至るまでのセーフティネットとしての機能を果たすことができ、生活再建に向けた支援ができた。
- 関係機関との連携により、生活困窮者の複合的な課題の解決に向けたスムーズな支援ができた。

〈課題〉

- 支援につながっていない生活困窮者を必要な支援につなげるため、**民生委員・児童委員や自治会等の地域住民との連携強化**が必要である。
- 対象者が抱える課題は、福祉や経済的な課題と教育や医療等の幅広い分野の課題が複合化しており、**一つの支援機関だけでの解決が難しく、幅広い関係機関との連携が今後ますます重要**になっている。

4 社会的孤立の防止

主な取り組み

- 社会的孤立防止対策事業の実施／○ひきこもり相談支援の実施／○認知症啓発事業の実施／○亀岡市セーフコミュニティ推進事業の実施

〈成果〉

- 令和元年度までに、郵便局をはじめとした50箇所と「亀岡市要支援者発見・通報事業」に係る協定を締結し、協定団体との連携により、早期の要支援者の発見に努めた。また、寄り添いサポーターの養成により、社会的孤立状態にある人やその家族の「発見」、「見守り」、「つながりづくり」の支援を行った。
- ひきこもり家族教室では、ひきこもりに悩む当事者や家族が研修会やレクリエーション等を通し、ひきこもりについての理解を深め、情報交換することで、心身の負担の軽減や気分転換につなげ、孤立を防ぐための居場所とすることができた。
- 認知症市民公開講座や認知症サポーター養成講座を経年的に実施し、認知症への理解促進に努めた。
- セーフコミュニティとして、自殺、交通安全、防犯、スポーツの安全、乳幼児の安全、高齢者の安全の6つの対策委員会を設置し、行政や関係機関、市民が連携して取り組みを行ったことで、安全・安心なまちづくりに努めた。

〈課題〉

- 見えにくく支援につながりにくい課題を早期に発見するためには、**市民の福祉への理解促進**を一層進めるとともに、**相談窓口の周知**に努める必要がある。
- ひきこもりや認知症などへの理解が進み早期発見に結びついてきている例も増えつつあるが、課題が複雑かつ多岐にわたり、解決に向けて**長期的な支援**が必要である。

基本目標2 助け合いのできる地域を支える「人づくり」

1 市民参加による地域福祉の推進

主な取り組み

- くらしのサポートサービスの実施／○認知症カフェ等の認知症家族支援事業の実施／
- 障がい者福祉大会等の啓発事業の実施／○市民活動団体への活動支援

〈成果〉

- 日常生活に課題を抱える高齢者等に対する支援のためのボランティア活動の協力会員を募ることができ、市民の福祉活動への参加促進につながった。
- 認知症カフェへの参加により、悩みごとを相談するなどストレスの緩和や家族支援の場とすることができた。
- 障がい者福祉大会を障がいの有無の垣根を超えた地域住民の交流の場として定着させることができ、幅広い市民への啓発にもつながった。
- 市民活動推進センター登録団体を中心として、団体同士が集まり交流する場を設けることができた。

〈課題〉

- 人材が不足しており、担い手となる人が固定化している。新たな担い手を増やしていくための掘り起こしや若い世代へのアプローチなどが必要になっている。

2 生活支援サービスの活性化に向けた担い手づくり

主な取り組み

- 福祉コミュニティ事業の推進／○地区社協の活動支援

〈成果〉

- 地域のサロン等の設立促進やサロン参加者や団体同士の関係づくり、つながりづくりの場を提供した。
- 認知症サポーター養成講座や徘徊模擬訓練等を開催し、地域で孤立することを防止し、見守り支援あう活動を広げることに寄与した。また、それぞれの地域のニーズに応じて展開されている活動に対して、助成金等の支援を行った。

〈課題〉

- 高齢化等により担い手が減少してきており、新たな人材の育成が必要になっている。

3 新たな担い手の育成 中間見直し重点項目

主な取り組み

- 生涯学習を通じた学習の機会の提供／○ファミリー・サポート・センター事業

〈成果〉

- 事業によっては、市内小中学校にも参加を呼びかけることで、子どもや子育て世代の参加促進ができ、市民の学びを生むことにつながっている。
- 子育て支援センター併設の「かめおかつひろば」における、おねがい会員の会員登録時に、子育ての相談を受け、子育て支援センター職員をはじめとする他機関と連携しながら利用者の悩みに寄り添うことができた。

〈課題〉

- 若者世代や外国籍市民など参加が少ない世代等への周知・啓発を図るとともに、学習機会を充実させていく必要がある。
- 事業を利用したい人は増加しているが、事業を支える側の人々が減少しており、事業の継続が難しくなっている。

4 支援をつなぐコーディネート機能の充実

主な取り組み

- 社会福祉協議会ボランティアセンターの運営／○支えあいまちづくり協働支援金事業／
○コミュニティビジネスを支援する仕組みづくり

〈成果〉

- 社会福祉協議会ボランティアセンターにおいては、登録団体が増え、福祉施設や各地のサロン等からのボランティア派遣要請が増加した。
- 亀岡市まちづくり協働推進委員会と協力し、制度や実施手法の改善を図り、新規立ち上げ事業に対する支援を行った。
- 大学連携事業や亀岡市支えあいまちづくり協働支援金事業、市民活動を市民が支えることを目的として設立した亀岡 NAWASHIRO 基金を通じて、コミュニティビジネスにつながる事業を支援できた。

〈課題〉

- ボランティアにおいては、個人での登録が少なく、**会員の高齢化**が課題となっている。
- 地域の活動団体への支援を行っているが申請団体が減少しており、成功事例の検証により、より利用しやすい充実した支援制度への見直しが必要である。

基本目標3 安全・安心に暮らすための「地域づくり」

1 災害時の助け合い活動の促進 中間見直し重点項目

主な取り組み

○災害時要配慮者支援／○災害ボランティアセンターの設置／○防災訓練の実施・ハザードマップの作成／○聴覚障がい者・手話通訳者会との災害時対応体制の構築

〈成果〉

- 災害発生時においては、自治会や民生委員・児童委員等が協力して、避難行動要支援者名簿に掲載されている人をはじめとした要支援者の避難支援や安否確認を行った。
- 災害時における近隣との協力体制を構築するため、京都市町村社協連合会南丹ブロック(南丹市・京丹波町・亀岡市)の2市1町において協定を締結した。
- 防災訓練を通じた市民及び関係機関との連携や「亀岡市洪水ハザードマップ」の作成及び全戸配布により、市民の防災意識の向上に努める活動を行った。
- 聴覚障害者協会の会員においては、災害時の安否確認における連絡方法として、LINEによる連絡方法を一部導入した。また、会員以外においても、亀岡市防災メールの導入支援等により少しでも多くの避難情報を得られるような活動を行った。

〈課題〉

- 災害時要配慮者支援においては、個人情報保護も踏まえ、自治会や民生委員・児童委員の**協力体制の整備や個別避難計画の策定**などを進める必要がある。
- 災害ボランティアにおける、平常時からの取り組みや近隣住民との協力関係の構築を行っていく必要がある。
- 市民がハザードマップを活用して災害時への備えができるよう、**防災訓練等の機会を活用して**、さらなる周知をしていく必要がある。
- 手話通訳者が支援できる範囲は、日頃意思疎通支援等で関わっている人に限られており、すべての聴覚障がいのある人には対応できていない。

2 安全・安心のための取り組み・情報共有・相談体制の強化

主な取り組み

- 各種相談窓口の設置(福祉なんでも相談窓口、障がい者相談支援、市民相談、家庭児童相談 等)／
- 地域包括支援センターの設置／○子育て支援事業(かめおかっこひろば、ゆりかごひろば)の実施／
- 障がい福祉サービス事業の実施／
- 地域生活支援事業(ガイドヘルパー派遣事業、日中一時支援事業 等)の実施

〈成果〉

- 福祉なんでも相談窓口として、相談先がわからない市民の福祉ニーズに対して、適切な支援につなぐことができるよう、関係機関と連携しながら複雑・複合的な課題の解決に向けた取り組みを行った。
- 学校や警察、児童相談所等との連携促進により、児童虐待への早期対応ができた。
- 地域包括支援センターにおいて、行政や自治会、民生委員・児童委員等の関係機関と連携し、高齢者の介護や日常生活に関わる困りごとなどへの対応を行った。
- 子育て家庭の孤独感や不安感などを解消するため、交流の場の提供や相談支援などを実施した。
- 障がいのある人の外出時の安全な移動や介助、見守り支援の実施や仲間と集える居場所づくりを行った。

〈課題〉

- 複雑・複合的な課題を抱える人が多く、特に本人が拒絶する場合は安否確認することしかできず、支援が難しい場合がある。
- 地域包括支援センターも含め、介護分野においては**慢性的な人材の不足**が問題となっている。
- 障がいのある人の相談について、対応困難な事例の増加により、**対応時の手法も複雑化**している。

3 権利擁護体制の充実 中間見直し重点項目

主な取り組み

- 福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)／○成年後見制度利用支援事業／
- 高齢者虐待防止対策の推進／○児童虐待防止対策の推進／
- 障がい者虐待防止対策の推進／○DVの未然防止に向けた啓発／○DV被害者への支援

〈成果〉

- 判断能力が十分でない人を対象に、本人の意思決定を尊重し、福祉サービスの利用手続きや金銭管理の支援をし、対象者の生活の安定に努めた。
- 高齢者虐待の分野では、地域包括支援センターが機能しており、市民向けパンフレットによる啓発効果もあり、早期での相談件数が増加傾向にある。
- DV被害者への支援として、「亀岡市女性の相談室」を設置し、相談者の悩みを聴いたり、必要な支援につなげたりすることで、生きづらさを抱えた女性の心の整理を行うなどの支援を行った。

〈課題〉

- 福祉サービス利用者において、**複雑な課題を抱えた利用希望者が増えている**ため、関係機関と連携して対応していく必要がある。
- 高齢者虐待の認知度の向上**に向けて、パンフレットだけでなく、講演会等の実施により、さらに啓発する必要がある。
- 女性の相談室への**相談件数は、年々増加**しており、相談対応者の研修の充実などにより相談対応の質の向上が必要となっている。また、関係機関との連携強化により、被害者支援の拡充を図っていく必要がある。
- 成年後見制度**について啓発・周知が十分でない。

4 課題のまとめ

統計資料やアンケート調査、グループワーク、また前回計画の評価を踏まえ、本計画を策定する上での5つの課題をまとめています。

(1)地域のつながりの強化

本市では、人口減少や少子高齢化が進行し、地域のつながりが希薄化する一方で、高齢者世帯や単身世帯、課題を抱え地域で孤立する世帯など支援を必要とする人が増加しています。このような状況の中で、地域行事への参加、世代間の交流の必要性を感じる人も多く、地域のつながりを深める機会づくりや支えあい、助け合いの仕組みづくりが必要となっています。地域のつながりを強化していくためには、市民が福祉に関心を持つことができる機会を増やすとともに、地域行事等への参加を促進し、地域への愛着の醸成や支えあい・助け合い活動への参加につながる取り組みを推進する必要があります。



〈統計資料では〉

- 少子高齢化が進行し、人口も減少が続いている。
- 一世帯当たりの人員数は減少し、高齢者世帯が増えている。

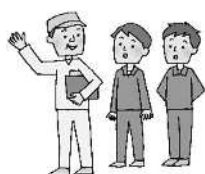


〈各種調査では〉

- 地域のことに関心のない人が多いと感じている。
- 世代間で交流できる機会が少ないと感じている。

(2)担い手の育成

人口減少や高齢化、就業年齢の延長などにより、地域福祉活動の担い手不足が深刻化しています。今後、市民の主体的な参加を図っていくため、人権意識や福祉への関心を高めるとともに、地域福祉の重要性について理解を広めていく取り組みが必要です。また、支援を必要としている人の増加に伴い、福祉の専門職や地域福祉活動を担うリーダーとなる人材の育成や活動団体への支援にも取り組んでいく必要があります。



〈各種調査では〉

- 地域の役員などのなり手がいないと感じている。
- 活動の担い手が高齢化していると感じている。



〈施策評価では〉

- 高齢化や就業年齢の延長により、担い手不足が続いている。
- ボランティアに対する意識の変化もあり、地域福祉活動を担う協力者の調整が難しくなっている。

(3)見えにくい課題の発見と相談支援体制の整備

生活上の困難を抱える人は増加傾向であることに加え、複数の課題を抱え、福祉分野に限らず、保健・医療・教育・就労など、さまざまな角度からの支援が求められています。こうした課題は地域の中で見えにくく支援につながらないまま状況が悪化する場合があります、地域の見守り体制の充実や課題を早期に発見し、適切な支援につなぐための相談支援体制の整備などが必要となってきました。今後、関係機関同士の情報共有や支援の連携のあり方などについて検討を進め、複雑化する課題への包括的、重層的な支援体制整備を図る必要があります。



〈各種調査では〉

- 孤立している人やひきこもりの人の見守りや支援が必要である。
- 困難な事例は、一つの団体だけでは解決が難しく、連携し対応することが必要である。



〈施策評価では〉

- 複雑複合的な課題を抱える人が増加しており、相談窓口体制の充実が必要である。
- 困難な事例に対し地域や関係機関が連携して必要な支援を行う仕組みが必要である。

(4)災害時支援体制の強化

台風や集中豪雨などの自然災害が頻発する中で、地域の防災訓練など災害に対する意識を高める取り組みや一人で避難できない高齢者や障がいのある人などへの見守りや避難支援が大切になっています。

一方で災害時に行政ができる対応には限界があり、民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織、また関係機関等との連携による避難支援体制を構築することが求められています。

また、支援者が役割分担をしながら、迅速な避難支援を行うための個別避難計画の作成が必要です。



〈各種調査では〉

- 災害時の避難に不安を感じている人が多い。
- 一人で避難できない人への声掛けや安否確認が必要となっている。
- 日ごろから避難の方法を話し合っておく必要がある。



〈施策評価では〉

- 一人で避難できない人に対する災害時の支援を行うために、自治会や民生委員等の協力体制や個別避難計画の作成などを進める必要がある。
- 平常時から災害ボランティアの取り組みを図る必要がある。

(5)生活支援体制の充実

誰もが安心して暮らしていくためには、一人ひとりが理解され尊重される環境が必要であり、さまざまな課題を抱えながらも、地域との関わりの中で生きがいを持って暮らし続けられる支援が必要となっています。

また自立した生活を送るためには、さまざまな福祉サービスや成年後見制度等の利用につなげていくことが必要であり、こうした制度の周知や充実が必要となっています。



〈各種調査では〉

- 外出支援等、生活に困っている人の支援が必要だと感じている。
- 高齢者世帯、一人暮らし高齢者が増加し、支援を必要とする人も増えている。



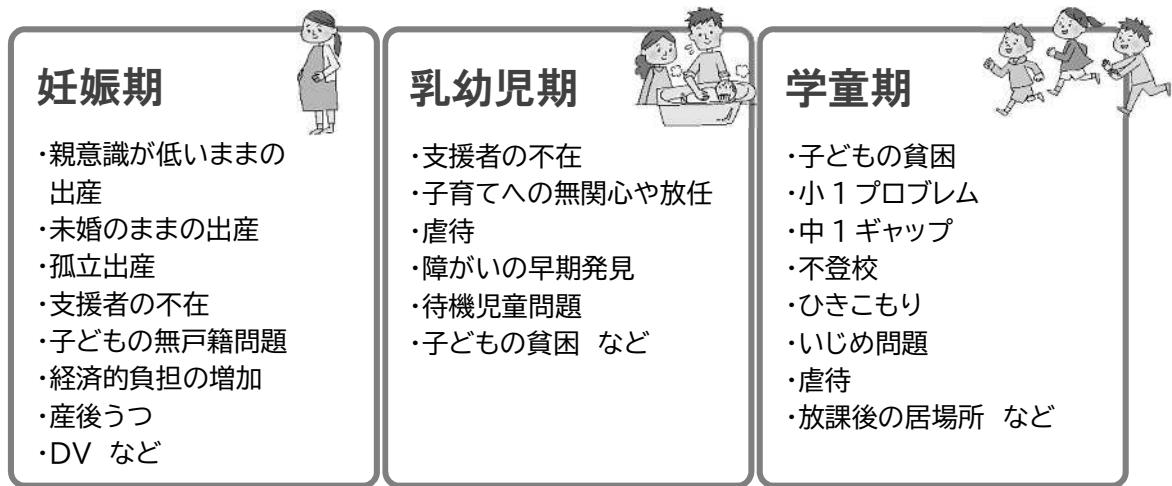
〈施策評価では〉

- 成年後見制度や福祉制度に対する市民への周知・啓発が十分ではない。
- さまざまな福祉サービスを支える福祉人材の確保や育成が課題である。

5 ライフステージごとに抱える「課題」や「問題」

これまで見てきたように、社会問題は時代と共に変化し、またその中で生まれる課題の内容や受け止め方は、性別、年齢、家族構成や国籍、暮らしの状況によりさまざまであり、それぞれのライフステージによっても変化していきます。

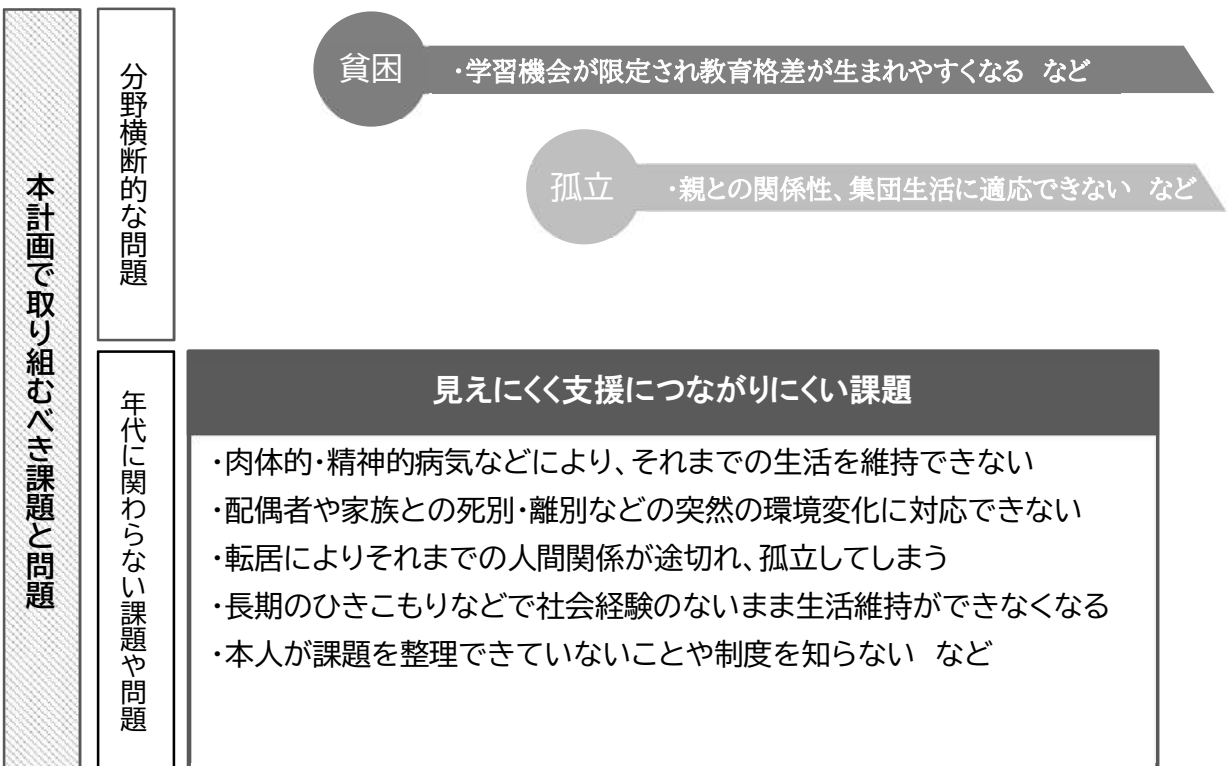
◆ライフステージ別の「課題」や「問題」



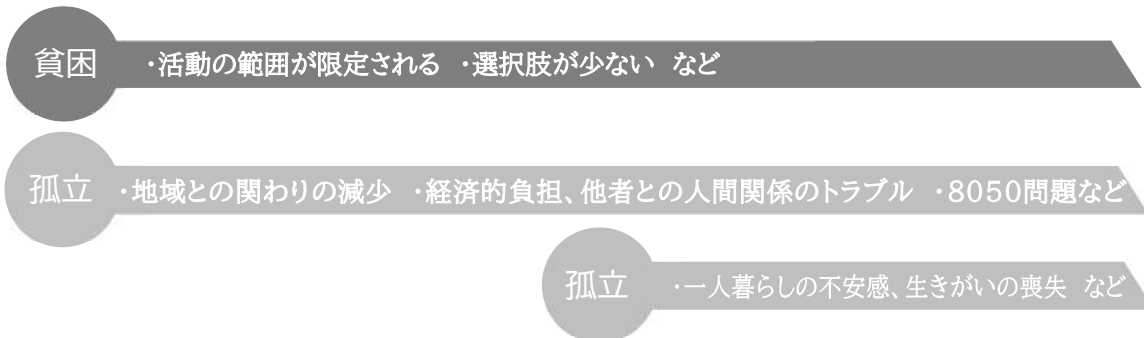
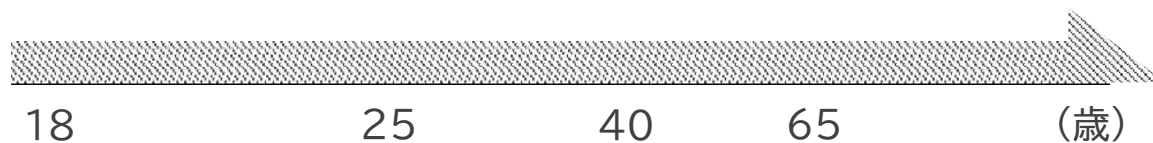
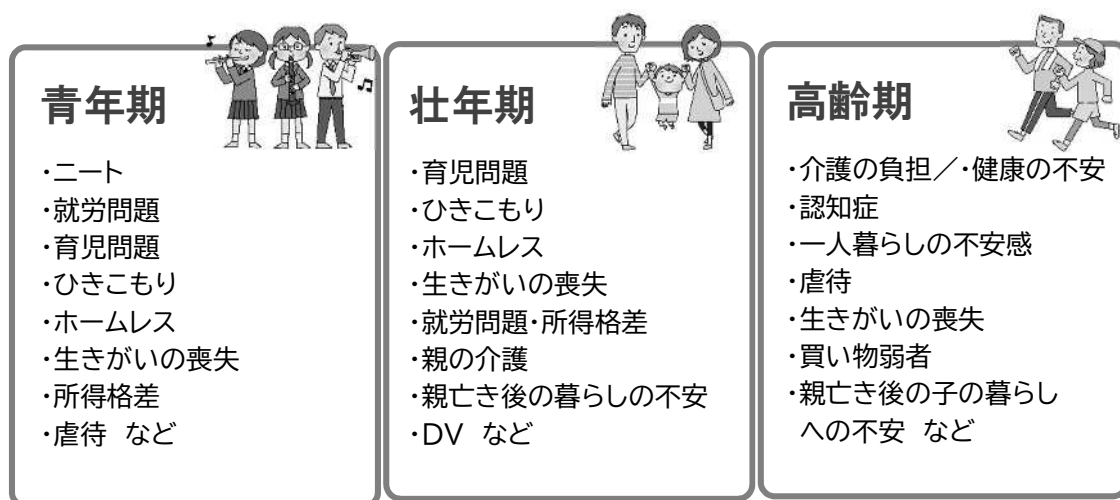
0

6

12(歳)



この図は、ライフステージごとに考えられる一般的な課題や問題の主なものを整理し、前回計画から引き続き本計画で取り組むべき横断的かつ年代を超えた課題や問題に対応する内容をまとめて示しています。



障がいのある人についての課題	その他の課題
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人への理解不足 ・雇用や就労 ・特性に沿った支援 ・多様なニーズ ・社会的なバリアフリー化 ・地域生活への支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍による差別 ・LGBTQ+※などへの理解不足 ・労働の不平等待遇 ・在日問題 ・福祉的支援 など

※LGBTQ+：「L」はレズビアン(女性の同性愛者)、「G」はゲイ(男性の同性愛者)、「B」はバイセクシュアル(両性愛者)、「T」はトランスジェンダー(心と身体の性が一致していないため、身体の性に違和感を持つ人)、「Q」はクエスチョニング(自分自身の性を決められない、分からない、定まっていない、または決めない人)／クィア(性的指向や性自認が非典型の人全般)の頭文字、「+」はそれ以外の性のあり方を包括している。



第3章 計画の基本的な考え方

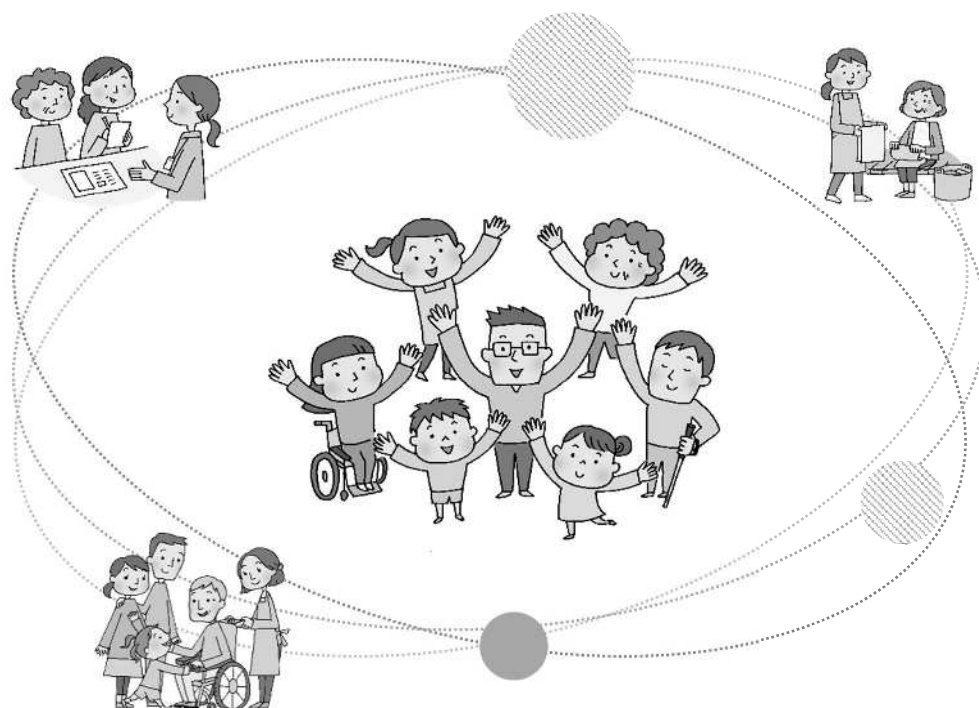


1 基本理念

「認めあい、支えあい、助け合える ずっと住みたい笑顔のまちづくり」

地域をつくり、コミュニティを築いていくためには「人」が何より重要です。その地域で暮らす誰もが地域の一員として自分らしく暮らしていくためには、支えあいや人のつながりが不可欠となります。地域で暮らす高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等がお互いに認めあい、人権を尊重し、ともに生きるまちづくりを進めていくことが必要です。

地域福祉をより進めていくためには、地域で暮らすみんなが担い手となり、ともに地域を育てていくことが重要であり、誰もが住み慣れた地域の中でいつまでも笑顔で暮らし続けることのできるまちづくりを推進するため、支えあいの基盤となる地域づくりや課題を抱える人への支援の充実に向けた取り組みを進めていきます。



地域福祉推進のために本計画で取り組むべき
SDGs(持続可能な開発目標)の視点

本市では、SDGsの理念を市民みんなで共有し、持続可能な環境・経済・社会を創造するための先駆的な取り組みを進めることとしています。

本計画においても関連が大きい10個の目標(下図の網掛け部)について地域福祉を推進する視点として取り入れ、取り組みを進めます。

	目標1〈貧困〉 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		目標2〈飢餓〉 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標3〈保健〉 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標4〈教育〉 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標5〈ジェンダー〉 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		目標6〈水・衛生〉 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標7〈エネルギー〉 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		目標8〈経済成長と雇用〉 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
	目標9〈インフラ、産業化、イノベーション〉 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		目標10〈不平等〉 国内及び各国間での不平等を是正する
	目標11〈持続可能な都市〉 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する		目標12〈持続可能な消費と生産〉 持続可能な消費生産形態を確保する
	目標13〈気候変動〉 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		目標14〈海洋資源〉 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標15〈陸上資源〉 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		目標16〈平和〉 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標17〈実施手段〉 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

2 計画の基本目標

市民や活動団体、福祉事業者、社会福祉協議会、行政等が連携し、それぞれの役割を果たしながら重層的に支援する仕組みづくりを目指します。

基本目標1 誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり

誰もが必要な支援を受けられるよう支援体制の充実を図るほか、災害時の支えあいを進めるための日常からの見守り等、日常生活を送る身近な地域の中で安心して暮らし続けるためのコミュニティづくりを進めます。



基本目標2 つながりによる福祉の基盤づくり

市民の福祉活動への参加が進むよう、福祉教育の機会を提供するほか、ボランティアや活動団体への支援を進め、地域で活発に地域福祉課題の解決に向けた取り組みが実施されるように努めるとともに、団体等の活動や取り組みに関する情報を周知し、つながりのある福祉の基盤づくりを進めます。

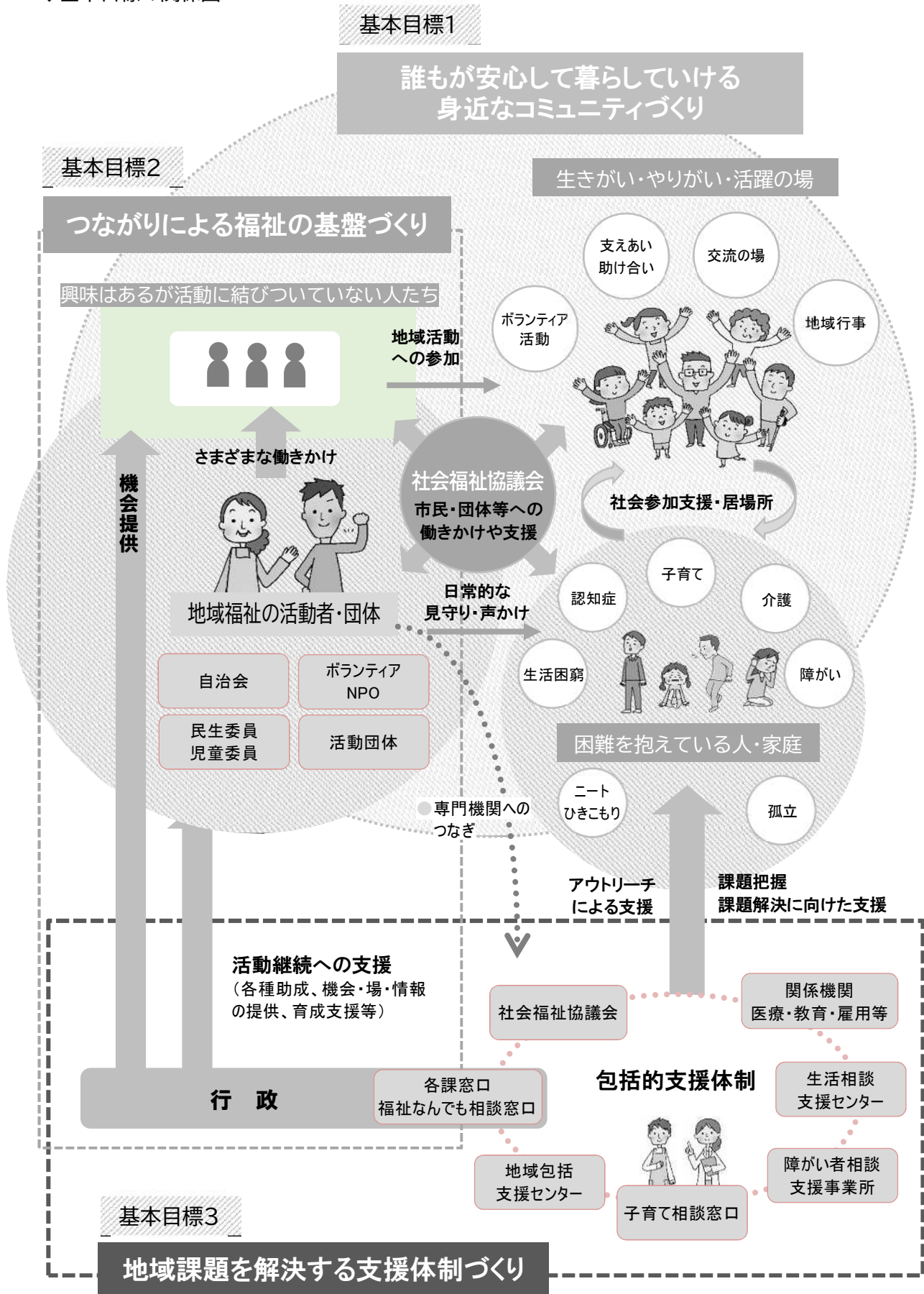


基本目標3 地域課題を解決する支援体制づくり

市民同士・地域での支えあい・助け合いでは解決できない複雑な課題や、既存の制度では支援につながりにくい課題を抱える人に対し、各関係機関が連携し、包括的・重層的に支援する体制づくりを進めます。



◆基本目標の関係図



3 プログラムの体系

具体的に推進するプログラムを記載しています。

〈基本目標1〉

誰もが安心して暮らしていける

身近なコミュニティづくり



(1) 安心して暮らし続けられる環境づくり

- ①見守り活動の活性化
- ②地域での居場所づくり
- ③生きがいと社会参加の促進

(2) 日常生活を支える支援の充実

- ①生活支援サービスの充実
- ②生活困窮者への支援
- ③生活環境の整備

(3) 災害時の支えあいの仕組みづくり

- ①防災・減災意識の向上
- ②災害時における要支援者の避難支援体制の整備

〈基本目標2〉

つながりによる福祉の基盤づくり



(1) 市民参加による地域福祉の推進

- ①見守り・支えあいの体制の充実
- ②地域のサロン活動等による地域交流の促進
- ③社会福祉協議会による地域福祉の基盤強化
- ④民生委員・児童委員活動への支援

(2) ボランティア・市民活動の推進

- ①地域福祉活動を行う活動団体への支援
- ②ボランティア活動の情報発信
- ③市民協働の促進

(3) 新たな担い手の育成

- ①生涯を通じて行う福祉教育の推進
- ②人権意識の醸成と地域福祉への理解促進
- ③人材育成のための活動の充実
- ④活躍できる場の拡大

〈基本目標3〉

地域課題を解決する支援体制づくり



(1) 包括的・重層的 支援体制の構築

- ①各福祉団体や地域の住民組織との連携
- ②関係機関の連携強化と情報共有
- ③複雑で複合化した課題に対する支援体制の整備
- ④庁内連携体制の強化

(2) 相談窓口機能の 充実

- ①各分野の相談窓口の充実
- ②身近で分野にとらわれない相談窓口の強化

(3) 権利擁護体制の 充実

- ①成年後見制度の利用促進
- ②金銭管理に関するサービスの啓発
- ③虐待防止の取り組み



第4章 プログラムの展開



基本目標1

誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり

(1)安心して暮らし続けられる環境づくり

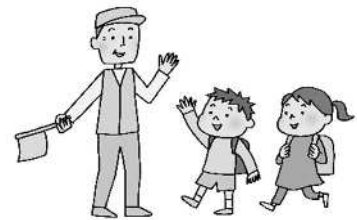


地域住民同士のつながりの輪をつくり、社会参加をしながら、自分らしく生きがいを持って暮らし続けられる環境

方向性

民生委員・児童委員や地域で活動する事業所、活動団体の見守り活動により、顔のみえる関係づくりを進め、地域の見守りネットワークの充実を図ります。

また、市民一人ひとりが自分らしく地域で暮らしていけるよう、生きがいとなるような居場所づくりや地域活動への参加がしやすい環境整備への取り組みを進めます。



施策展開

①見守り活動の活性化

身近な相談役である民生委員・児童委員、地域で活動する事業所や活動団体が連携し、地域の身近な課題を見過ごすことのないよう見守り活動の充実を図り、必要な支援につなげていきます。

②地域での居場所づくり

地域での孤立防止に向けて、まずは地域住民が地域の活動へ参加しやすい環境をつくり、誰もがその地域で暮らし続けられるよう、地域の身近な公共施設等も活用し、居場所づくりを進めていきます。また、地域の居場所として、ふれあいサロン等の活動を展開してより多くの市民に参加を働きかけていきます。

③生きがいと社会参加の促進

就労や地域活動等の参加を通じて、誰もが社会と関わりを持ちながらやりがいや生きがいを持ち暮らすことができるよう、学習の機会や就労支援等の社会参加の支援を促進します。

具体的な取り組み

事業名	内容	担当	施策展開
命のカプセル事業	命のカプセルは、万が一の場合に備えて救急時（119番出動）に必要な情報を専用のカプセルに入れて家庭の冷蔵庫に保管するもので、救急隊員がその情報を確認することで適切で素早い救急活動を行うことができます。70歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に配布します。	高齢福祉課	①
	5年間の方向性 継続		
認知症高齢者等の事前登録制度	認知症などにより行方不明になった場合に備えて、事前に氏名等を登録することで、登録した情報を迅速に関係機関へ提供し早期発見に役立てます。	健康増進課	①
	5年間の方向性 継続		
福祉電話の設置	重度身体障がい者及びひとり暮らし高齢者等を対象に緊急時の連絡手段や安否確認のため、電話を持っていない人に電話機を貸与します。	高齢福祉課	①
	5年間の方向性 継続		
社会的孤立防止対策事業	市民からの相談に応じる相談支援員を配置し、社会福祉協議会と連携して相談支援体制の確立を図ります。また、民生委員・自治会・各活動団体等における見守り活動を推進します。	地域福祉課	① ②
	5年間の方向性 継続		
要支援者発見通報事業	日常的に個人宅を訪問する事業者の通常業務を通じて、安否確認または社会的支援が必要と考えられる要支援者を早期に発見し、各関係機関と連携することで、孤立死・孤独死の未然防止に努めます。	地域福祉課	①
	5年間の方向性 継続		
亀岡市セーフコミュニティ推進事業	WHO（世界保健機関）が推奨する「けがや事故などは偶然の結果ではなく、予防することができる」という理念に基づき、地域社会全体の協働の取り組みとして、乳幼児の安全対策、自殺対策、スポーツの安全対策、高齢者の安全対策、交通安全、防犯、防災の7つの対策委員会を設置し安全・安心な活動に取り組みます。	自治防災課	①
	5年間の方向性 継続		

事業名	内容	担当	施策展開
認知症家族支援事業	認知症の人とその家族の安心できる居場所として、認知症カフェを設置し、情報交換や交流を提供します。	健康増進課	① ②
	5年間の方向性 充実		
ひきこもり家族教室	ひきこもりに悩む当事者やその家族が集い、研修や交流等を通して、ひきこもりについて学び、理解を深め、情報交換することで、当事者やその家族の居場所となり、気分転換や心身の負担の軽減、課題の解決につなげます。	社会福祉協議会	② ③
	5年間の方向性 充実		
地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図ります。	子育て支援課	②
	5年間の方向性 継続		
子育て支援センター事業(かめおっこひろば)	子育て家庭に対して、「つどい事業」や「こどものあそびば(かめまるランド)」を通して、市民に寄り添った相談・援助活動の推進を行うとともに、相談支援員を中心に子育ての不安や悩みの相談に対応します。また、必要に応じて他機関との連携を図ります。	社会福祉協議会	②
	5年間の方向性 充実		
障がいのある人の社会参加	就労の場の確保、自分に合った就労スタイルの確認、就労後のフォローなど、障がいのある人の就労を支援する体制を整備するとともに、適正な工賃の確保に向け、障がい者就労支援事業所等の関係機関の取り組みを支援します。 また、障がいのある人が自分の興味やライフスタイルに応じて、文化芸術活動・スポーツ等を行えるよう、活動やその活動を支援するNPO・ボランティア団体等への支援を通じて、障がいのある人の社会参加を促進します。	障がい福祉課	③
	5年間の方向性 継続		
シルバー人材センターの活用促進	高齢者の就労機会の紹介や提供、開拓により、高齢者の社会参加の促進や生きがい創出に寄与するとともに、重要な役割を担っていく機関として、より安定的に運営がなされるよう活動を支援します。	高齢福祉課	③
	5年間の方向性 継続		

事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当
ひきこもり家族 教室	家族教室の周知	SNS・チラシ等で 広報活動を展開 している	継続して広報し、 事業を知ってい る市民を増やす	社会福祉協議会
障がいのある人 の社会参加	市役所全体での障が い者就労施設等から の物品等の前年度調 達額	5,504,498 円 ※前年度調達額更新	前年度調達額更新	障がい福祉課

〈コラム〉 認知症高齢者等の事前登録制度

～認知症の人の安全と家族の安心のために～

認知症などにより、実際に道に迷って帰り道が分からなくなり、行方不明になってしまった時に備えて、名前や住所、連絡先、写真などを事前に登録することで、登録した情報を迅速に関係機関へ提供し、早期発見に役立てるための事前登録制度を実施しています。



◆登録するとどうなるの？

警察署や地域包括支援センター、また希望に応じて地域の民生委員に事前に情報提供します。また、見守り用品の配布をします。

<お守り名札ただいまーく>

携帯電話やスマートフォンで情報を読み取ることのできる QR コード付きの名札です。

<靴用反射シール>

事前登録者専用のデザインで、靴のかかとや側面に貼るものです。夜間にライトが当たると反射して安全を図ることもできます。

〈コラム〉 ひきこもり家族教室

～ひきこもりの人・家族を支えるネットワーク～

◆こんな困りごとはありませんか？

- ・本人とどう関わったらいいの？
- ・将来のことを考えると不安・・・



ひきこもりに悩んでいる家族や本人を対象として、電話や面談で相談を受け付けています。匿名での相談も可能で、相談者の意向を聞きながら、専門的な相談支援窓口と連携しチームで支える体制を作っています。

また、ひきこもり家族教室は、同じ悩みを抱える家族や本人の交流の場・居場所としての役割も担っています。

(2)日常生活を支える支援の充実

目指す姿

高齢者や障がいのある人、生活困窮者などあらゆる市民が安心して日常生活を送ることができる環境

方向性

さまざまな課題を抱えながらも、地域の支えあいの中で、適切な福祉サービスを受けながら地域で安心して暮らしていける体制づくりや、障がいのある人等の生活を取り巻く環境の整備、生活困窮者に対する早期の対応と就労相談なども含めた継続的な生活再建に向けた支援を行うためのネットワークづくりを推進します。



施策展開

①生活支援サービスの充実

サービスを必要とする人が適切なサービスを受けられることができるよう、利用にかかる相談支援など総合的な支援の強化・充実を図るとともに、受け入れ態勢の整備（福祉人材の確保や事業所の専門職員の配置など）を進めていきます。

また、高齢者や障がいのある人などすべての人が安心して生活できるよう、外出支援等の生活支援サービスの充実を図ります。

②生活困窮者への支援

生活困窮者は年代を問わずに存在し、「見えにくい課題」となることから、関係機関や関係各課等との連携を通じた連絡体制により早期の発見・把握から適切な支援につなげます。

また、相談員によるニーズに合った個別プランの作成、プログラムにより、本人の自立や社会参加に向けて、「生活困窮者自立支援法」に基づく各種支援を実施し、関係機関・他制度、多様な主体による支援を行います。

③生活環境の整備

手話通訳の推進やデジタルサイネージの設置、バリアフリーの整備など、高齢者や障がいのある人等に配慮したまちづくりを進めます。

具体的な取り組み

事業名	内容	担当	施策展開
介護予防普及啓発事業	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防の普及啓発に資する運動、栄養及び口腔等に係る介護予防教室等の事業を実施します。	高齢福祉課 健康増進課	①
	5年間の方向性 充実		
敬老乗車券事業	70歳以上の高齢者及び運転免許証自主返納者の移動手段の確保及び外出促進を図るため、市内路線バス及びタクシーが利用できる敬老乗車券を販売します。	高齢福祉課	①
	5年間の方向性 継続		
地域生活支援事業	障がい者等地域活動支援センター事業、ガイドヘルパー派遣事業、日中一時支援事業等の実施により、障がいのある人の地域生活を支援します。	障がい福祉課	①
	5年間の方向性 継続		
障がい福祉サービス事業	障がい児者が日常・社会生活を営むことができるように必要な障がい福祉サービスに係る給付、その他の支援を行います。	障がい福祉課	①
	5年間の方向性 充実		
福祉タクシー・バス・自家用車燃料給油利用券交付制度	外出が困難な重度障がい者に対し、タクシー料金、バス運賃及び自家用車燃料給油等の一部を助成することで、生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図ります。	障がい福祉課	①
	5年間の方向性 継続		
生活困窮者自立相談支援事業	亀岡市生活相談支援センターにおいて、生活困窮者への相談支援を実施します。市役所関係部署、関係機関と支援内容の調整会議を行い、連携を図りながら、支援プランを作成し、支援します。	地域福祉課 (生活相談支援センター)	②
	5年間の方向性 充実		
就労準備支援事業	就労が困難な人に一定期間、プログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。	地域福祉課 (生活相談支援センター)	②
	5年間の方向性 継続		

事業名	内容	担当	施策展開
生活困窮者 家計改善及び 被保護者家計 改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者及び被保護者に対して、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出し、必要な情報提供や専門的な助言等を行うことにより、家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されるよう支援します。	地域福祉課 (生活相談支援センター)	②
	5年間の方向性 継続		
子どもの学習・ 生活支援事業	生活に困窮している世帯に対して、子どもの学習習慣や進学に関する相談など、子どもと保護者の双方について必要となる支援を行います。	地域福祉課	②
	5年間の方向性 継続		
住居確保給付 金支給事業	生活困窮者自立支援法に基づき、離職または廃業等により経済的に困窮し、住居を喪失した人または住居を喪失するおそれのある人に対し、住居確保給付金を支給することにより、住居と就労機会の確保に向けた支援を行います。	地域福祉課 (生活相談支援センター)	②
	5年間の方向性 継続		
一時生活支援 事業	解雇等により、住居を失った離職者等の生活困窮者に対し、緊急一時的な宿泊場所を提供することで、生活の再建を図るための支援を行います。	地域福祉課 (生活相談支援センター)	②
	5年間の方向性 継続		
生活福祉資金 貸付事業	所得が少ない世帯や障がいのある人、療養や介護を必要とする高齢者がいる世帯が安定した生活を送れるように、資金の貸付と必要な相談支援を行います。	社会福祉協議会	②
	5年間の方向性 継続		
福祉金庫資金 貸付事業	生活の安定と自立更生を目的として、自立更生の意欲がある世帯及び特に必要と認める要援護世帯などに資金の貸付を行います。	社会福祉協議会	②
	5年間の方向性 継続		
亀岡市手話言 語及び障害者 コミュニケーション 条例の普及 啓発	手話言語等のコミュニケーション手段の普及により、障がいのある人もない人もすべての市民が互いに人格と個性を尊重し、支えあいながら生きる共生社会を目指します。	障がい福祉課	③
	5年間の方向性 継続		

事業名	内容	担当	施策展開
合理的配慮の提供	障がいのある人が、社会の中にある障壁によって生活しづらくなならないよう、市役所や事業者に対して何らかの対応を必要としている意思が伝えられたときに、負担の重すぎない範囲で対応します（事業者においては、対応に努めます）。	障がい福祉課	③
	5年間の方向性 充実		

成果指標

事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当
介護予防普及啓発事業	健康状態が良いと感じている高齢者（65歳以上）の割合	79.70%	75%以上	高齢福祉課 健康増進課
生活困窮者自立相談支援事業	新規相談者数のうち、支援プランの作成件数	37.0%	40.0%	地域福祉課

〈コラム〉 亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例

～ほっとやさしいまちづくりを目指して～

亀岡市は、障がいがあってもなくても、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し、支えあいながら自分らしく豊かに暮らすことができる地域社会を構築するために、平成30年4月1日にこの条例を施行しました。



◆条例の基本となる考え方(基本理念)

手話が独自の言語であることを基本に、その理解を進め、手話言語の普及に努めます。

障がいがある人ない人それぞれの人格と個性を尊重することを基本におき、多様なコミュニケーションの利用を進めます。

多様なコミュニケーション手段って何？

手話・触手話・要約筆記・ヒアリングループ(磁気誘導ループ)・点字・音訳・代筆が挙げられます。

(3)災害時の支えあいの仕組みづくり



災害時、要支援者を含めた誰もが取り残されることなく、安全に避難することができる環境

方向性

地域で安心して暮らすため、大型台風や集中豪雨等による災害に備え、迅速な避難支援を実施するために支援を要する人の情報を地域と共有し、日頃からの見守りや避難訓練等の実施を行うとともに、災害時の避難体制の仕組みの強化と充実を図ります。また、市民一人ひとりの防災・減災意識の向上に向けた取り組みを進めます。



施策展開

①防災・減災意識の向上

市民一人ひとりが災害時に対応できるよう、防災訓練や講演会を実施し、正しい判断、知識を身につけることで、防災・減災に向けた意識向上のための支援を行います。

また、災害ボランティア活動等を推進する中で、被災者の日常生活への復興に向けての支援にも取り組みます。

②災害時における要支援者の避難支援体制の整備

災害発生時に自ら避難できない高齢者や障がいのある人等要配慮者に対しては、避難行動要支援者名簿を作成し、平常時からの見守りや災害時の避難支援を実施します。

災害時の迅速な避難支援につなげるため、個別の避難計画の作成に努めます。

日頃から各地域での防災訓練の充実と民生委員・児童委員等と協力し、名簿に登録されていない要配慮者への把握を引き続き行い、支援の強化に努めます。

具体的な取り組み

事業名	内容	担当	施策展開
防災訓練	災害発生時の情報伝達、応急避難、要配慮者支援など、市民及び関係機関との連携を図り、各種訓練を実施します。	自治防災課	①
	5年間の方向性 継続		
ハザードマップの作成	水害・土砂災害のハザードマップを作成し、市民に周知します。	自治防災課	①
	5年間の方向性 継続		
災害ボランティアセンター事業	災害時のボランティア活動を効果的・効率的に行うために、平常時から訓練等を実施し、住民の防災・減災及びボランティア活動への意識向上を図ります。また、発災時には、災害ボランティアセンターの活動により、被災者の日常生活の復興に向けて支援を行います。	社会福祉協議会	①
	5年間の方向性 充実		
聴覚障がい者・手話通訳者会との災害時対応体制の構築	「亀岡市地域防災計画」及び「災害時における手話を主たる言語とする聴覚障がい者への支援に関する協定」に基づき、名簿の共有による災害時における安否確認や、避難所等での情報提供など、手話を主たる言語とする聴覚障がいのある人に対する災害時の支援を行います。	障がい福祉課	②
	5年間の方向性 継続		
災害時要配慮者支援	「災害対策基本法」に基づき、一定の要件に基づき、災害時に自力で避難することが困難な人を対象に、「避難行動要支援者名簿」を作成し、自治会等の連携団体への情報提供を行います。	地域福祉課	②
	5年間の方向性 充実		

事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当
災害ボランティア アセンター事業	災害ボランティア 登録者数	登録者数 58 人と 3 団体	個人・団体登録数 の増加	社会福祉協議会
災害時要配慮 者支援	個別避難計画の作成 件数	42 件	300 件	地域福祉課

〈コラム〉 万が一の災害に備えて～災害時の要配慮者支援～

近年は、平成30年の西日本豪雨をはじめとした自然災害による要支援者(高齢者や障がいのある人など)の被災が目立っています。そのため、日頃から要支援者への災害情報の伝達方法や避難支援の体制を構築していくことがますます必要になっています。

万が一の災害に備えて、いつ、誰が、誰と、どこへ、どうやって避難するのかなどを地域でも話し合ってみましょう。



避難行動要支援者名簿って？

災害が起こった時、自宅から避難所まで「自力で避難することが難しい人(要支援者)」を一定の基準に基づき、あらかじめ把握し、いざという時に要支援者の避難を支援するために作成している名簿です。この名簿は、「災害対策基本法」に基づき、全国の各市町村に整備することが義務付けられており、亀岡市でも地域防災計画に定め、名簿を作成しています。

基本目標2

つながりによる福祉の基盤づくり

(1)市民参加による地域福祉の推進



地域福祉活動やボランティアに意欲や関心のある人が増え、地域の中で日常的な見守りや地域活動が活発に行われる地域

方向性

市民に対して、地域福祉活動への参加を働きかけ、活動を活性化させます。また活動を通じて自ら地域の特性や課題に関心を持ち、地域の課題に主体的に取り組むことができる福祉の基盤づくりを進めます。



施策展開

①見守り・支えあいの体制の充実

地域の見守り活動を活性化するために、地域の見守りネットワークや見守りを行う活動団体等への情報共有や連携を促進するとともに、地域での活動が活発に行われるよう支援を進めます。また、見守り活動の輪を広げ、課題を抱える人を早期に発見し、支援につなげられるよう努めます。

②地域のサロン活動等による地域交流の促進

地域の活動へ参加しやすい環境をつくり、誰もがその地域でさまざまな関わりを持ちながら暮らし続けられるよう居場所づくりを進めます。

また、地域の居場所としてふれあいサロン等の活動を展開してより多くの市民に参加を働きかけていきます。

③社会福祉協議会による地域福祉の基盤強化

地域福祉の推進において中心的な役割を担う社会福祉協議会と連携し、自治会や地域団体が行う地域活動への支援や福祉コミュニティの持続と地域のつながりを深めていくための取り組みを進めます。

また、各種団体の活動が効果的に行われるように、地域の課題を把握し調整する役割を担うコーディネーターを地区ごとに配置する等、地域におけるコーディネート機能を充実させます。

④民生委員・児童委員活動への支援

地域福祉の重要な担い手である民生委員・児童委員に対し、必要な知識を習得するための研修の実施、見守り活動に必要な情報の提供や対応への支援、民生委員・児童委員と行政や関係機関との連携を促進するとともに、民生委員・児童委員に対する支援窓口を設けるなど、地域福祉の向上を図る活動を支えるため、民生委員・児童委員に対する支援を行います。

具体的な取り組み

事業名	内容	担当	施策展開
生活支援体制整備の推進	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために、介護保険によるサービスだけでなく、地域住民、各種団体、事業所、商店など地域の力を結集し、地域の支えあい活動を広げる取り組みをサポートします。	高齢福祉課 (社会福祉協議会)	①
	5年間の方向性 継続		
地区社会福祉協議会等への支援	地区社会福祉協議会等への支援を行い、住み慣れた地域での小地域福祉活動の推進を行います。また、地区社会福祉協議会等の必要性や理解を深め、住民同士による支えあいの基盤をつくりまします。	社会福祉協議会	①
	5年間の方向性 充実		
福祉コミュニティ推進事業	地域のふれあいサロン活動等の推進を行うことにより、顔のみえる関係づくりや見守り活動につながるよう支援を行います。また、地域福祉活動者同士のつながりをつくり、活動者の孤立を防止します。	社会福祉協議会	②
	5年間の方向性 充実		

事業名	内容	担当	施策展開
市民福祉のつどい	「つながりあおう！地域の輪！かめおかの輪！」をテーマに障がい児者、高齢者、親と子、世代を超えてさまざまな人が集い、交流し、互いに思いやり、共に支えあうまちづくり、福祉コミュニティの形成を目指します。	社会福祉協議会	②
	5年間の方向性 充実		
社会福祉協議会活動への助成・支援	社会福祉活動の強化促進を図り地域福祉活動の推進を図るため、亀岡市社会福祉協議会に対して、福祉活動専門員及びボランティアコーディネーター等を配置するための活動費を助成・支援します。	地域福祉課	③
	5年間の方向性 充実		
民生委員・児童委員活動への助成・支援	高齢者世帯やひとり暮らし高齢者世帯などの見守り活動のほか、地域住民の相談や子育て支援などの幅広い活動を行う民生委員・児童委員に対する支援窓口を設けるなど、関係機関と連携しながら民生委員・児童委員への支援を行います。	地域福祉課	④
	5年間の方向性 充実		

成果指標

事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当
福祉コミュニティ推進事業	地域のふれあいサロンの充実	登録団体数： 91 団体	登録団体数の増加	社会福祉協議会
民生委員・児童委員活動への助成・支援	民生委員・児童委員支援窓口の充実	— (令和2年度から実施のため)	支援窓口の周知と支援件数の増加	地域福祉課

〈コラム〉 亀岡市社会福祉協議会のサロン活動支援

住民が自らの楽しみや生きがいの実現の場として、自由な発想で集まり、おしゃべりし、集う「居場所」づくりがあちこちで始まっています。サロン活動とは、顔を合わせておしゃべりを楽しみ、交流や情報交換などを通じ、みんなの出番を作り、地域の緩やかな見守りや支えあいにつながる活動です。



◆どんな活動をしているの？

地域のサロン活動の場を訪問し、運営相談を行っています。

また、サロン活動の情報を発信したり、活動のための助成金申請等の相談を行う等、地域でサロン活動が活発に行われるような支援をしているほか、サロン団体同士の交流会、研修会なども開催しています。

〈コラム〉 あなたのまちの民生委員・児童委員

◆こんな困りごとはありませんか？

- ・高齢になり、一人暮らしで心細い
- ・赤ちゃんのことで身近な相談相手がほしい
- ・福祉サービスについてちょっと知りたい



民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣からボランティアとして委嘱されています。

活動内容は、高齢者等の見守り活動や地域福祉活動のお手伝いを行っているほか、生活上の悩みなどについて、支援を必要とする人と行政等の関係機関とのパイプ役を担っています。

本市では、地域の方々の最も身近な相談役として、地域福祉の中心的な役割を担う民生委員・児童委員181名と、主に児童問題に取り組む主任児童委員18名が活動しています。

(2) ボランティア・市民活動の推進



地域で活動するボランティアや団体が増え、地域の課題解決に向けた取り組みが活発に行われる地域

方向性

さまざまな機会を通じて市民にボランティア活動への参加を促進することや、地域福祉課題の解決にボランティアの力を活かすために活動しやすい環境の整備や活動の情報発信などボランティア活動の強化を進めます。



施策展開

① 地域福祉活動を行う活動団体への支援

ボランティアの加入促進や社会福祉協議会のボランティアセンターの運営を支援するなど、地域で活動するNPOや活動団体等が継続的に活動できるよう支援を行います。

また、災害時に被災者の救急活動や被災地の復旧を支援する活動を行う災害ボランティアの受け入れ、コーディネートなどを行う災害ボランティアセンターの充実・強化を行います。

② ボランティア活動の情報発信

ボランティアに関する意識を高めるため、福祉教育の一環として、ボランティア体験を実施するなど、ボランティアに関する意識啓発に努めます。

市民にボランティア活動への参加を促進するため、さまざまな媒体を活用した情報発信に努めます。

また、近年の動向を鑑み、インターネットを活用した情報発信や、市民による情報発信ができる仕組みづくりを進めます。

③ 市民協働の促進

相談業務等の活動支援や市民活動と協働を進めていくためのコーディネート機能の強化を図ることで、多様な主体の協働に対する理解を深め、地域の課題解決を進めていく仕組みや基盤づくりを推進する支援を行います。

また、多様な主体の協働に対する理解を促進するため、市民、市民団体、事業所及び地元大学等へ協働を促す情報発信を充実させます。

具体的な取り組み

事業名	内容	担当	施策展開
支えあいまちづくり協働支援金	地域の課題解決による魅力あるまちづくりに向けた市民活動団体等の自主的な取り組みを資金面から支援することを目的として、子育て支援・自然環境の保全・農林振興など、その他さまざまな分野の事業を広く支援します。	市民力推進課	① ③
	5年間の方向性 継続		
かめおか市民活動推進センター	市民活動を支援するための拠点として、団体が利用できるコピー機等の機器の管理、情報の収集及びインターネットや紙面を通じた情報提供、市民活動に関する相談、相互交流、各種講座等を実施します。	市民力推進課	② ③
	5年間の方向性 継続		
社会福祉協議会ボランティアセンター	ボランティアをしてみたい人やお願いしたい人の相談やコーディネート・情報提供などを行い、ボランティア活動を広く支援します。	社会福祉協議会	② ③
	5年間の方向性 充実		

成果指標

事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当
社会福祉協議会ボランティアセンター	ボランティア活動団体の増加	登録団体数： 32 団体	ボランティア団体の増加	社会福祉協議会

〈コラム〉 社会福祉協議会 ボランティアセンター

ボランティアセンターでは、福祉に関係の深いボランティアグループと、個人ボランティアが登録しています。「ボランティアをしたい人」と「ボランティアを必要としている人」をつなげるサポートを行っています。



◆どんなサポートをしているの？

ボランティアグループに対し、運営相談やボランティア保険補助、助成金の紹介や申請相談、チラシ等を活用した広報などを行っています。

また、ボランティアを必要としている人とのマッチングやボランティア講座や研修会の開催等、地域で活発にボランティア活動が行われるよう支援をしています。

そのほかにも、集めて送るボランティアとして、エコキャップや古切手などの受付もを行っています。

(3)新たな担い手の育成

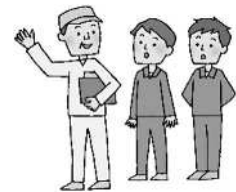


目指す姿

若者から高齢者まで地域福祉活動に関心のある人が担い手として育ち、さまざまな人が活躍することができる地域

方向性

地域活動の活性化や充実した活動が続けられるよう、新たな担い手の発掘・育成を進め、幅広い世代間交流などによるつながりを深めていきます。



施策展開

①生涯を通じて行う福祉教育の推進

地域福祉の輪を広げるため、子どもの頃から福祉について学ぶ機会を提供するとともに市民一人ひとりが地域社会をつくる一員として関心と自覚を高めることができるよう、子どもから大人までさまざまな世代に対し、ともに学びあう機会をつくり、地域に根差した福祉教育の場を提供します。また、市民が積極的に参加できるよう周知に努めます。

②人権意識の醸成と地域福祉への理解促進

高齢者や障がいのある人、外国人等のさまざまな立場の人の状況や心情を正しく理解し、年齢や性別、国籍、障がいや疾病の有無に関わらず尊重しあうことができるよう、教育や啓発の場を通じて人権意識の醸成を図るとともに、さまざまな事業を通じて地域福祉を身近なものとして感じることができる環境づくりに努めます。

③人材育成のための活動の充実

研修会や講演会などさまざまな機会を通じ、立場の違う人をお互いに理解し尊重しあうことができるよう、人権意識の醸成や合理的配慮の周知等に努めます。

また、地域活動への参加を促進する中で、地域福祉を正しく理解し、主体的に地域福祉課題の解決に取り組むことができる人材の育成を図ります。

④活躍できる場の拡大

子育てを終えた人や退職した人など地域の中にいるさまざまな技術や経験を持った人が気軽に地域福祉活動に参加し、活躍できる環境を整えます。

具体的な取り組み

事業名	内容	担当	施策展開
生涯学習機会の提供	3大シンボル講座であるコレージュ・ド・カメオカや亀岡生涯学習市民大学、丹波学トークをはじめ、さまざまな学習機会を提供します。	市民力推進課	①
	5年間の方向性 継続		
福祉教育	市内の小中学校・高等学校で実施される福祉教育で、児童・生徒が学びを深められるように、講師の紹介や福祉教育備品の貸し出し等を行い支援します。	社会福祉協議会	①
	5年間の方向性 充実		
夏休み社会福祉体験学習事業	夏休みの期間中に、中学生・高校生が社会福祉施設や地域のさまざまな活動の場に参加し、子どもや高齢者、障がいのある人たちとのふれあいや交流の機会を提供します。	社会福祉協議会	①
	5年間の方向性 充実		
隣保館で実施している地域福祉事業	人権問題をはじめとした相談業務の他、隣保館サービス事業等の実施や子育て支援事業など、地域に密着している施設としてきめ細やかな福祉事業を展開します。	人権啓発課	②
	5年間の方向性 継続		
人権教育学習機会の提供	さまざまな人権課題への理解を深めるとともに、日常生活において差別を許さない態度や行動に表れるように人権教育講座や人権教育指導者研修会、亀岡市女性集会の実施など、人権教育に関する学習機会を提供します。	社会教育課	②
	5年間の方向性 継続		
認知症啓発事業	認知症についての理解を深めるため、「認知症市民公開講座」、「認知症サポーター養成講座」、「アルツハイマー月間に関する啓発活動」等を実施します。	健康増進課	② ③
	5年間の方向性 継続		
障がい者の理解を深める市民への啓発事業	障がいのある人、障がい者団体及び市民を対象に、障がい者問題について市民の理解と認識をさらに深めるための啓発事業を実施します。	障がい福祉課	② ③
	5年間の方向性 継続		

事業名	内容	担当	施策展開
障がい者差別解消の取り組み	障がいのある人に対する理解を深めること、人権意識を高めること、障がいのある人の社会参加の促進及び全市民に合理的配慮の提供を意識づけるため、障がい者差別解消に係る啓発情報の発信及び、全市民を対象に障がい当事者による啓発活動等を行います。	障がい福祉課	②
	5年間の方向性 継続		
部落差別解消の取り組み	部落問題をはじめとした各種人権問題に対して、人権啓発だより「きずな」の発行等の広報活動、「ヒューマンフェスタ」や街頭啓発等の人権啓発事業を行います。また、地域住民・企業等における人権啓発推進組織の主体的な人権啓発活動を促すための活動支援を行います。	人権啓発課	②
	5年間の方向性 継続		
ヘイトスピーチの解消	「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨や責務を踏まえ、「亀岡市の公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続きに関するガイドライン」を推進します。	人権啓発課	②
	5年間の方向性 継続		
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人をつなぎ、子育て世代を支え、子育てしやすい地域づくりに取り組みます。また、住民のニーズを聞き取り、利用しやすい活動内容の充実を図ります。	社会福祉協議会	④
	5年間の方向性 充実		
寄り添いサポーター活動	高齢者や障がい者施策の支援枠の有無に関わらず、社会的孤立状態の人等を対象とした、訪問・見守りを基本とした活動を行います。	社会福祉協議会	③ ④
	5年間の方向性 充実		
くらしのサポートサービス事業	日常生活を営むのに支障があり、何らかの理由で他の福祉サービスの利用等が困難な世帯に対し、市民の参加と協力により、非営利のボランティアな活動を基盤とした住民相互の助け合いによる福祉サービスを提供し、在宅福祉の充実と市民の福祉活動への積極的な参加を促します。	社会福祉協議会	③ ④
	5年間の方向性 充実		

事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当
生涯学習機会の提供	生涯学習事業(三大シンボル講座(コレッジ・ド・カメオカ、生涯学習市民大学、丹波学トーク))への参加者数	参加者数： 3,913人	参加者数： 4,300人	市民力推進課
ファミリー・サポート・センター事業(相互援助活動事業)	「おねがい会員」への「まかせて会員」による地域の子育て家庭の支援の継続	登録会員数： 1,101人	まかせて会員の必要数の充足	社会福祉協議会

〈コラム〉 夏休み社会福祉体験学習

～楽しく学ぼう☆福祉体験！仲間や思い出づくりにも！～

亀岡市社会福祉協議会では、市内の高齢、障がい、児童(保育)関連の施設が協力し、夏休みを利用して中高生を対象とした施設での体験学習を実施しています。高齢者や障がいのある人のことをもっと知りたい、卒園した施設で幼児と楽しく触れ合いたい、夏休みを有意義に過ごしたい、将来福祉の仕事を目指したい等、動機は問いません。気軽に“福祉”について触れるきっかけにさせていただきたいと思っています。



〈コラム〉 地域の身近な福祉と人権の拠点

市内の各文化センターでは、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として、健康づくりや手芸・料理教室、パソコン講座などの事業を定期的で開催するとともに、地域の身近な相談窓口として市民の問い合わせなどに応じています。

また、地域に開かれた施設として、会議室やホールなどの貸館を行い、市民の自主的なサークルや地域活動などに活動場所を提供しています。

その他、児童館では、次代を担う子どもたちの健全な育成をサポートするため、子育てサロンや各種体験学習なども開催していますので、気軽にご参加ください。



基本目標3

地域課題を解決する支援体制づくり

(1) 包括的・重層的支援体制の構築



地域におけるさまざまな課題を行政や関係する支援機関等が分野にとらわれず包括的・重層的に受け止め、連携して課題解決を図ることができる体制

方向性

分野横断的な課題や地域では解決できない課題を、支援に結びつけるため、多様な機関が密接に連携した支援体制を構築し、課題解決のための適切な支援につなげます。



施策展開

① 各福祉団体や地域の住民組織との連携

地域における課題や市民のニーズを把握するため、市民の身近な存在である民生委員・児童委員や各福祉団体、地域の住民組織との連携強化を図ります。

また、関係機関への情報共有ができる仕組みづくりを行います。

② 関係機関の連携強化と情報共有

複雑化・多様化する市民のニーズに対応するため、支援を行う関係機関との情報共有を行うなど、連携を強化し、相談者の負担の軽減を図ります。

③ 複雑で複合化した課題に対する支援体制の整備

8050問題やひきこもりなど、解決が困難でさまざまな関係機関が連携して支援していく必要がある課題に対応するため、分野横断的な支援体制や、市民、地域、関係機関、行政等がそれぞれの役割の中で重層的に支援する仕組みづくりの整備を進めます。

④庁内連携体制の強化

地域福祉課題を解決するため、市役所内において福祉関係課だけでなく、人権、防災、環境、住宅等さまざまな分野の担当課も含め、横断的に連携する体制づくりを検討します。

具体的な取り組み

事業名	内容	担当	施策展開
自殺対策事業	<p>セーフコミュニティかめおか自殺対策委員会を構成するさまざまな関係機関と連携し、多重債務解決支援やゲートキーパー養成、悩みを抱える人を支援につなげる啓発活動などの取り組みを行います。</p> <p>5年間の方向性 充実</p>	地域福祉課	① ② ③ ④
関係機関とのネットワーク体制の強化	<p>複雑・複合的な課題を抱える相談者に対して、セーフコミュニティかめおか自殺対策委員会や生活困窮者自立相談支援事業ネットワーク推進会議など、さまざまな関係機関が連携して円滑な支援をしていけるようなネットワーク体制の中で情報共有を進め、連携強化を図ります。</p> <p>5年間の方向性 充実</p>	地域福祉課	① ② ③ ④
庁内連携体制の強化	<p>障がい、高齢、子ども等の福祉担当課をはじめ、人権、防災、環境、住宅などさまざまな関係課で構成する庁内連携会議を組織し、担当者間での情報共有を行う等、庁内連携体制の強化を図ります。</p> <p>5年間の方向性 充実</p>	地域福祉課	① ② ③ ④
利用者支援事業「基本型」	<p>子どもやその保護者、妊娠中の人などが多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるように、利用者の個別ニーズに応じたきめ細やかな利用者支援を実施します。また、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行い、より良い子育て環境の整備を図ります。</p> <p>5年間の方向性 継続</p>	子育て支援課	① ② ③ ④

事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当
関係機関とのネットワーク体制の強化	関係機関との連携強化のための連携会議及び勉強会の実施回数	年4回	年5回	地域福祉課
庁内連携体制の強化	庁内連携体制の強化のための連携会議及び勉強会の実施回数	年1回	年2回	地域福祉課

〈コラム〉 関係機関連携による支援体制

～複雑で複合的な課題の解決に向けて～

自殺の防止や生活困窮者支援のため、司法書士会や地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など多くの関係機関からなるネットワークを構築し、関係機関同士の関係づくりや情報共有を行いながら、課題を抱える人に対し連携して支援を行っています。



相談者の抱える課題は一つとは限らず、介護、障がい、子育てなどさまざまな課題を複合的に抱える場合が多くあります。こうした課題に対応するためには、さまざまな関係機関が連携し対応することが必要です。

◆どんなメンバーで構成されているの？

〈セーフコミュニティかめおか自殺対策委員会〉

学識経験者や司法書士会、地域包括支援センター、医師会、薬剤師会、警察署、民生委員・児童委員協議会、障害者相談支援センター、社会福祉協議会、生活相談支援センター、行政で構成されています。さまざまな専門機関との意見交換により、より効果的な自殺対策の施策展開につなげていけるよう取り組んでいます。

〈生活困窮者自立相談支援事業ネットワーク推進会議〉

司法書士会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員協議会、公共職業安定所、なんたん障害者就業・生活支援センター、京都府教育委員会認定フリースクール 学びの森、なんたん地域若者サポートステーション、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、障害者相談支援センター、社会福祉協議会、生活相談支援センター、行政で構成されています。関係機関同士の顔の見える関係性づくりを行うことで、事業が円滑に機能するよう取り組んでいます。

(2)相談窓口機能の充実



目指す姿

市民が抱えるさまざまな生活課題等が身近な相談窓口で、分野に関わらず受け止められ、適切な支援につなげられる体制

方向性

地域のさまざまな相談を分野に関わらず受け止めることができる相談窓口機能の充実を図るとともに、誰もが気軽に相談できるよう相談窓口を周知します。

また、相談機関が連携して、包括的・重層的な支援につなげるための総合的な相談体制を構築します。



施策展開

①各分野の相談窓口の充実

高齢者、障がいのある人、子育て世帯等、それぞれのニーズに対応するために、各分野の相談窓口の充実を図るとともに、相談機関が各分野の専門性を活かしながら、連携することができる仕組みづくりについて検討を進め、複合的な課題に対する相談体制の充実を図ります。

また、どこに相談したらよいか分からないという市民ニーズに応えるために設置している「福祉なんでも相談窓口」が市民にとって、さらに身近な相談窓口となるよう情報発信や関係機関との連携を強化します。

②身近で分野にとらわれない相談窓口の強化

誰もが気軽に安心して相談できる環境づくりのために、民生委員・児童委員や各種相談窓口の周知を図るとともに、生活困窮者自立相談支援機関や地域包括支援センター、社会福祉協議会、さらには地域における文化センター(隣保館)など既存のあらゆる相談・支援機関と連携が図れる仕組みづくりに努めます。

また、広範囲にわたる福祉施策において、分野にとらわれない複雑な課題に対応する相談体制の構築を推進します。

具体的な取り組み

事業名	内容	担当	施策展開
いのちささえる 相談窓口事業	死を考えるほどつらい悩みを抱えている人やその家族に対して、電話や面談による相談支援を行い、必要に応じて関係機関との連携を行います。	地域福祉課	① ②
	5年間の方向性 継続		
高齢者の相談 窓口の充実 (地域包括支援 センター業務)	高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けられるように、介護・福祉・保健・医療などさまざまな面で支援を行うための総合相談を行います。また、高齢者の介護や日常生活に関わる困りごと、地域における介護予防等の活動に対応します。	高齢福祉課	① ②
	5年間の方向性 継続		
子育てに関する 相談窓口の充実 (家庭相談員及 び母子・父子自 立支援員による 相談)	児童（18歳未満）の生活習慣・しつけ・不登校・非行、そのほか発達上気になること、並びに児童虐待問題等の子どもや家庭における子育ての問題や悩みについて、相談対応・助言を行います。また、ひとり親家庭の抱える問題に対する各種相談や助言・指導のほか、必要な支援を行うことで、自立を促します。	子育て支援課	①
	5年間の方向性 継続		
妊娠期からの 切れ目ない相談 支援体制の整備 (子育て世代包 括支援センター 事業「BCome」)	妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対し、個々の状況に合わせ、社会福祉士・助産師・保健師が地区担当保健師と連携し、専門性を備え当事者目線で支援します。また、市内の母子保健・子育て支援機関等と連携し、円滑な支援体制を構築します。	子育て支援課	①
	5年間の方向性 継続		
市民相談事業	市民の安全・安心を確保し、市民生活を擁護するため、市民にとって身近で信頼のおける相談窓口として、常設の市民相談に対応するため専門相談員を配置するとともに、弁護士による法律相談や総務省行政相談委員による行政相談等を行います。	市民課	①
	5年間の方向性 継続		

事業名	内容	担当	施策展開
消費生活相談事業	<p>消費者の利益の擁護及び増進を図り、安全で安心な消費生活が営めるよう、消費生活センターにおいて、消費者からの苦情・相談に対応するため消費生活相談員を配置しています。</p> <p>消費者からの苦情・相談に対して、助言や必要があれば事業者とあっせん等を行い、被害の未然防止や拡大防止に取り組みます。</p>	市民課	①
	5年間の方向性 継続		
障がい者生活支援事業(亀岡市相談支援事業)	<p>市民に身近な相談機関として、当事者や家族からの相談、在宅福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリング、情報提供等地域生活に必要な支援を総合的に行います。</p>	障がい福祉課	①
	5年間の方向性 継続		
障がい者相談員事業	<p>市から委嘱を受けた当事者やその家族等が、相談員として市民からの相談や障がいのある人の自立、社会参加の促進、障がい福祉に関する知識の普及等、地域生活のための支援を行います。</p>	障がい福祉課	①
	5年間の方向性 継続		
障がい福祉サービス事業(相談支援事業)	<p>障がい児者の日常生活の中で生じるニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じ適切に障がい福祉サービスの支給決定につなげるため特定相談支援事業所の指定及び監査を実施します。</p>	障がい福祉課	①
	5年間の方向性 継続		
福祉なんでも相談窓口	<p>広範囲にわたる福祉施策がある中、相談先が分からないという市民ニーズに対して、課題を整理し、適切な支援につなぎます。また、社会的に孤立している人及びひきこもりの人等に対する相談窓口を開設します。</p>	地域福祉課	②
	5年間の方向性 充実		
福祉・生活課題解消支援事業 福祉総合相談窓口	<p>分野を限定せず、気軽に分からないことや不安を打ち明けられ、相談ができる場所、相談の入り口となることで、解決につながるような情報提供や、必要に応じての専門機関への橋渡しを行います。</p>	社会福祉協議会	②
	5年間の方向性 充実		

成果指標

事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当
福祉なんでも 相談窓口	相談対応の充実	— (令和2年度から実施のため)	相談対応回数 延べ400件	地域福祉課
福祉・生活 課題解消支援 事業福祉総合 相談窓口	相談対応の充実	相談件数：57件 対応件数：80回	相談回数の増加	社会福祉協議会

〈コラム〉 妊娠中から子育て中のみなさんの相談窓口です ～亀岡市子育て世代包括支援センターBCome～

BComeでは、妊娠中から子育て中のみなさんへのこんなサポートをしています。

- ・母子健康手帳の交付・妊婦訪問／・一人ひとりのニーズに合った情報提供／
- ・電話や来所、メール、訪問などでの相談の受付／
- ・シングルサロン／・ダブルケアサロン など

産前・産後のからだのこと、ココロのこと、育児のこと、気になることがあれば気軽にご相談下さい。相談は無料です。

◆BComeの名前の由来は？

BComeという名前の由来は、[Become]。「子どもと親が地域と一緒にしあわせになる」「すてきな親子になる」という意味があります。

さらに、妊娠・出産を前向きにとらえる「Baby が come」という意も含みます。Bはbaby、Cはchildを中心に、地域と親子がつながることをサポートするから来てね [come] というメッセージがこもった愛称です。

〈コラム〉 福祉に関する困りごと相談

～福祉なんでも相談窓口～

生活困窮や介護、子育てなど、どこに相談すればよいか分からない福祉に関するさまざまな困りごとを相談できる窓口として「福祉なんでも相談窓口」を開設しており、ひきこもりでお悩みのご本人やご家族の相談を受け付ける「ひきこもり相談支援窓口」も併せて開設しています。

相談支援員がお悩みをお聴きしながら一緒に考え、お役に立てる情報を提供し、関係機関と連携しながら、解決への道筋を一緒に考えます。自分のこと、近所のことなどお困りのことがありましたら、一度ご相談ください。



(3)権利擁護体制の充実



高齢者、障がいのある人、児童等の虐待やDVをなくし、認知症の人や障がいのある人等が安心して自立した地域生活を送ることができる体制

方向性

認知症の人や障がいのある人等が自立した地域生活を送るため、成年後見制度、金銭管理、虐待防止などにより、さまざまな問題を抱える生活者、当事者の権利を明確にし、擁護する体制をつくります。



施策展開

①成年後見制度の利用促進

被後見人の財産管理や日常生活について、後見人や親族、福祉、医療、地域等の関係者が連携して支援していく必要があり、地域連携ネットワークの中で広報、相談、利用促進、支援等の段階的な機能整備を図ります。

②金銭管理に関するサービスの啓発

日常生活を営む上で必要な福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的金銭管理を自己の判断で適切に行うことが困難な人が、適切にサービスを受けられるよう、権利擁護に関する啓発や相談窓口の充実に努めます。

③虐待防止の取り組み

高齢者、障がいのある人、児童等の虐待やDVの未然防止に向けた啓発、地域の中での見守り、異変を察知した際の通報についての周知、発生後の対応に向けた関係機関での連携を強化します。

具体的な取り組み

事業名	内容	担当	施策展開
成年後見制度 利用支援事業	判断能力が十分でない認知症等高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進を図ります。制度の利用において、配偶者や二親等以内の親族がいない場合、本人や親族等が事情により申立てできない場合は市長が審判の申立てを行います（市長申立て）。また、本人が成年後見人等への報酬を支払うことで生活困窮に陥る場合には市が報酬助成を行い、利用者が安心して生活できるよう支援します。	高齢福祉課 障がい福祉課	①
	5年間の方向性 継続		
福祉サービス 利用援助事業 (地域福祉権利 擁護事業)	個人の尊厳と利用者自身の意思決定を保持し、福祉サービスの利用手続きや金銭管理を社会福祉協議会が支援することで、誰もが“いきいき”と“安心して”暮らせるように支援します。	社会福祉協議会	②
	5年間の方向性 充実		
高齢者虐待防止 対策の推進	市民が気軽に相談できる高齢者虐待相談窓口を市及び亀岡市地域包括支援センターに設置するとともに高齢者虐待について市民周知を行うなど、虐待防止に向けた取り組みを推進します。また、複合的な要素が絡んだ虐待事案にも適切かつ迅速に対応するため、亀岡市高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置し、関係機関や団体が連携して対応できる体制づくりを行います。	高齢福祉課	③
	5年間の方向性 継続		
児童虐待防止 対策の推進	子ども家庭総合支援拠点整備により、児童虐待対応や地域の子ども家庭支援体制を強化します。 また、要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待を受けた児童をはじめとする保護を要する児童等（要保護児童、要支援児童、特定妊婦）に関する情報の交換や支援協議を行い、関係機関との連携強化、支援体制の構築、要保護児童の早期発見・早期対応を図ります。	子育て支援課	③
	5年間の方向性 継続		

事業名	内容	担当	施策展開
障がい者虐待防止対策の推進	障がい福祉課及び障害者相談支援センター「お結び」を虐待相談窓口として設置し、市民からの相談のほか、障がい者虐待に関する情報発信等、虐待防止に関する取り組みを推進します。	障がい福祉課	③
	5年間の方向性		
DVの未然防止に向けた啓発	毎年、11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、暴力をなくすためのメッセージや、お互いを理解し大切にするためのメッセージを記入してもらった“パープルリボンメッセージ展”を開催します。また、配偶者からの暴力をなくす啓発活動として、啓発物品の配布を行います。	人権啓発課	③
	5年間の方向性		
DV被害者への支援	「亀岡市女性の相談室」について、DV被害者をはじめとした女性が抱えるあらゆる問題・課題の相談に対応できるよう、各関係機関との連携も含め相談体制の充実を図ります。	人権啓発課	③
	5年間の方向性		

成果指標

事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当
福祉サービス利用援助事業 (地域福祉権利擁護事業)	利用者のニーズに対応した支援体制の充実	待機者をなくすことができた	待機者がいない状態を継続する	社会福祉協議会

〈コラム〉 成年後見制度ってなに？

～安心して暮らしていくために～

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、さまざまな契約を結んだりする必要がある場合でも自分でこれらを行うことが難しい場合があります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。



◆亀岡市成年後見制度利用支援事業

支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難で、申し立てを行う親族がない場合は、成年後見人の選任の申し立てを亀岡市長が代わって家庭裁判所に行います。

また、後見人等への報酬の支払いが困難な場合は、亀岡市がその経費を助成します。

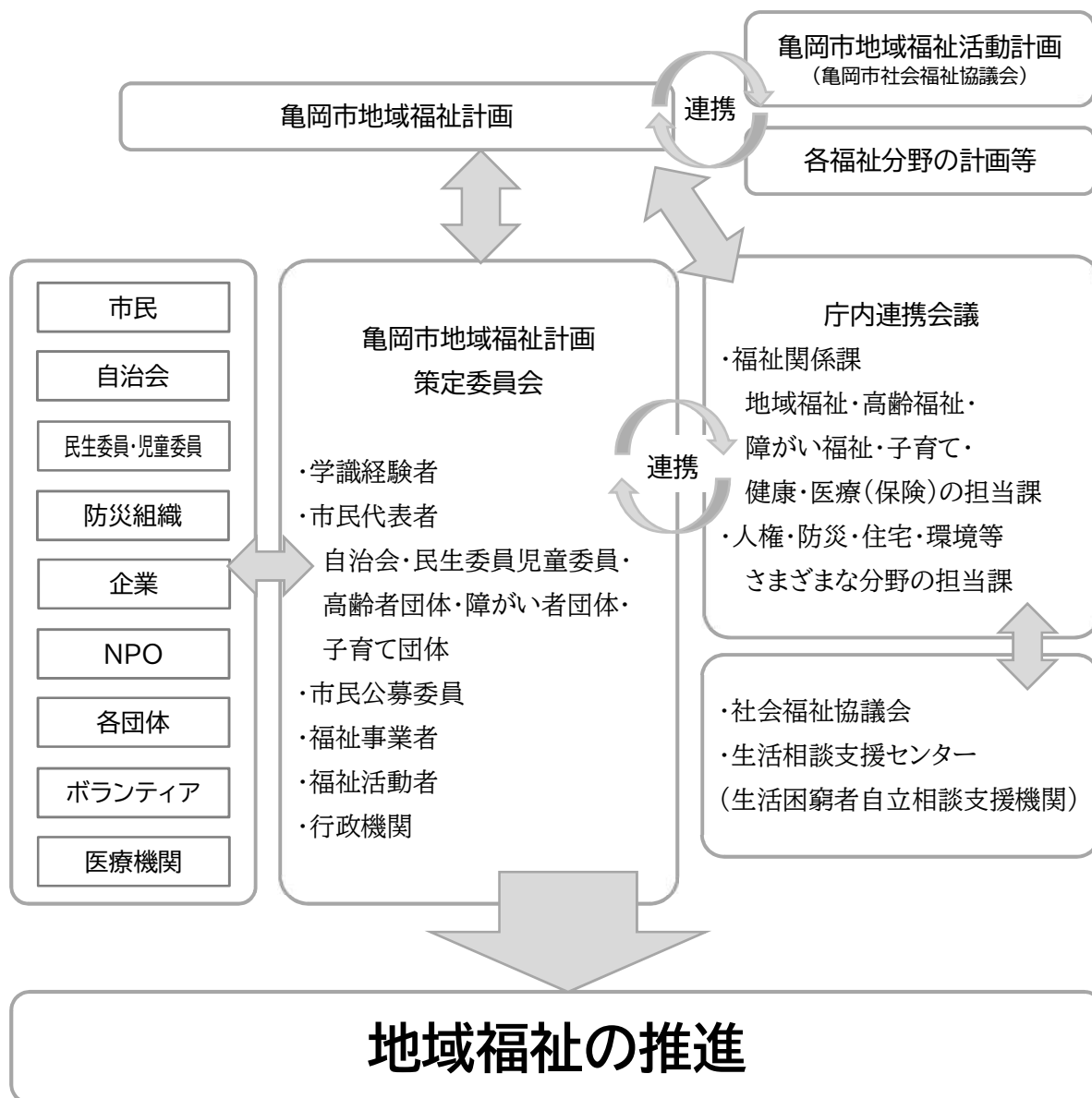


第5章 計画の推進に向けて



1 計画の推進体制

計画の策定、推進にあたっては、計画策定・評価見直しを行う亀岡市地域福祉計画策定委員会を設置するとともに、庁内連携会議において、地域福祉の推進に関する連携協議を行うことにより計画を推進します。

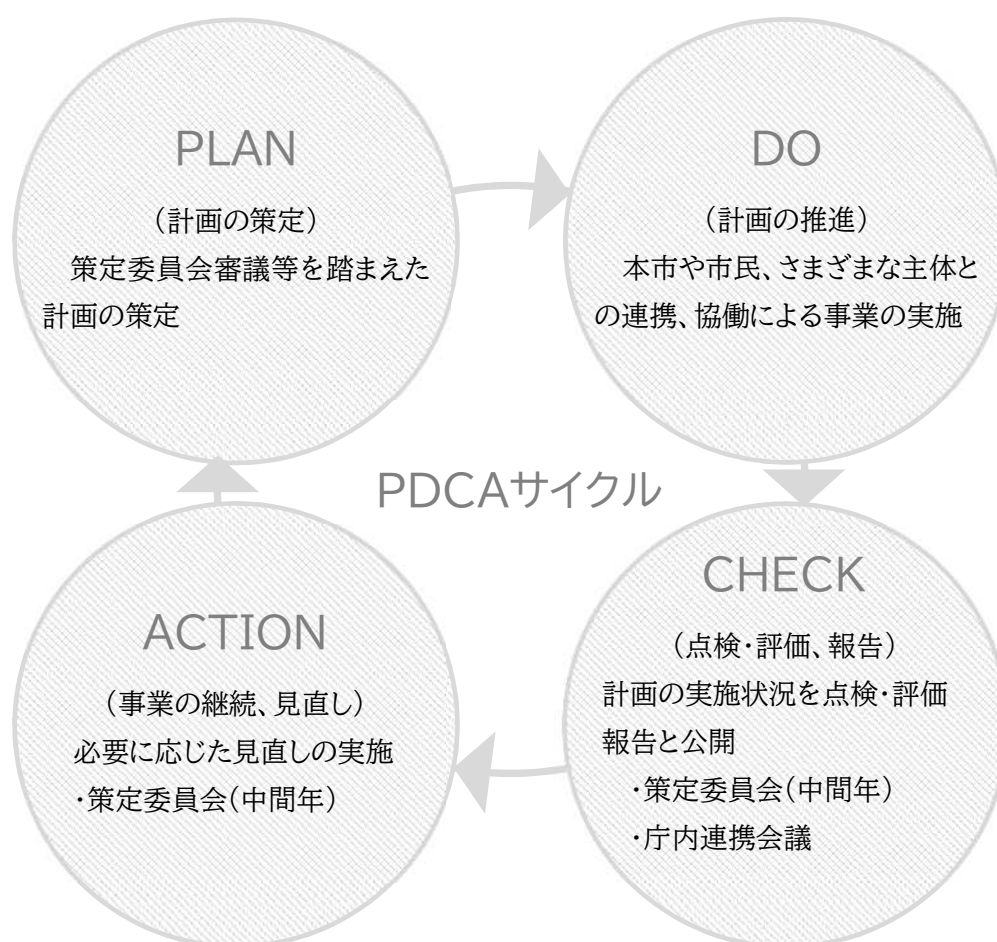


2 計画の点検・評価

(1)PDCA サイクルによる見直し

この計画は、高齢者、障がいのある人、子ども・子育てに関する支援の他、災害時要配慮者支援、生活困窮者自立支援など広範囲にわたることから、庁内関係課及び社会福祉協議会等による連携会議において、年度ごとの計画の進捗状況の把握等を行います。

また、さまざまな福祉関係者で構成する地域福祉計画策定委員会においては、計画の進捗状況を中間年に点検・評価し、必要があれば見直しを行う等、効果的な計画の推進を図ります。



(2)成果指標による計画の評価

「第4章 プログラムの展開」に記載している施策を確実に推進していくため、施策ごとの具体的な取り組みについて毎年点検・評価を行います。また、主要な取り組みについては「成果指標」を設定し、進捗管理を行います。

施策の点検・評価を行うことで、計画全体の進捗を管理し、必要があれば見直し、改善を行っていきます。

成果指標一覧

各基本目標における成果指標を下記にまとめています。

基本目標1 誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり

事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当
(1)安心して暮らし続けられる環境づくり				
ひきこもり家族教室	家族教室の周知	SNS・チラシ等で 広報活動を展開 している	継続して広報し、 事業を知ってい る市民を増やす	社会福祉協議会
障がいのある人の 社会参加	市役所全体での障がい者就労施設等からの物品等の前年度調達額	5,504,498円 ※前年度調達額更新	前年度調達額更新	障がい福祉課
(2)日常生活を支える支援の充実				
介護予防普及啓発事業	健康状態が良いと感じている高齢者（65歳以上）の割合	79.70%	75%以上	高齢福祉課 健康増進課
生活困窮者自立相談支援事業	新規相談者数のうち、支援プランの作成件数	37.0%	40.0%	地域福祉課
(3)災害時の支えあいの仕組みづくり				
災害ボランティアセンター事業	災害ボランティア登録者数	登録者数58人と3団体	個人・団体登録数の増加	社会福祉協議会
災害時要配慮者支援	個別避難計画の作成件数	42件	300件	地域福祉課

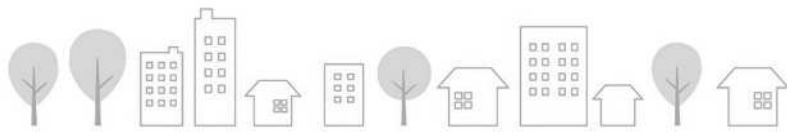
基本目標2 つながりによる福祉の基盤づくり

事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当
(1)市民参加による地域福祉の推進				
福祉コミュニティ推進事業	地域のふれあいサロンの充実	登録団体数： 91団体	登録団体数の増加	社会福祉協議会
民生委員・児童委員活動への助成・支援	民生委員・児童委員支援窓口の充実	— (令和2年度から実施のため)	支援窓口の周知と支援件数の増加	地域福祉課
(2)ボランティア・市民活動の推進				
社会福祉協議会ボランティアセンター	ボランティア活動団体の増加	登録団体数： 32団体	ボランティア団体の増加	社会福祉協議会

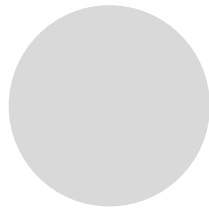
事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当
(3)新たな担い手の育成				
生涯学習機会の提供	生涯学習事業(三大シンボル講座(コレッジ・ド・カメオカ、生涯学習市民大学、丹波学トーク))への参加者数	参加者数： 3,913人	参加者数： 4,300人	市民力推進課
ファミリー・サポート・センター事業(相互援助活動事業)	「おねがい会員」への「まかせて会員」による地域の子育て家庭の支援の継続	登録会員数： 1,101人	まかせて会員の必要数の充足	社会福祉協議会

基本目標3 地域課題を解決する支援体制づくり

事業名	成果指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	担当
(1)包括的・重層的支援体制の構築				
関係機関とのネットワーク体制の強化	関係機関との連携強化のための連携会議及び勉強会の実施回数	年4回	年5回	地域福祉課
庁内連携体制の強化	庁内連携体制の強化のための連携会議及び勉強会の実施回数	年1回	年2回	地域福祉課
(2)相談窓口機能の充実				
福祉なんでも相談窓口	相談対応の充実	— (令和2年度から実施のため)	相談対応回数 延べ400件	地域福祉課
福祉・生活課題解消支援事業福祉総合相談窓口	相談対応の充実	相談件数：57件 対応回数：80回	相談回数の増加	社会福祉協議会
(3)権利擁護体制の充実				
福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)	利用者のニーズに対応した支援体制の充実	待機者をなくすことができた	待機者がいない状態を継続する	社会福祉協議会



資料編



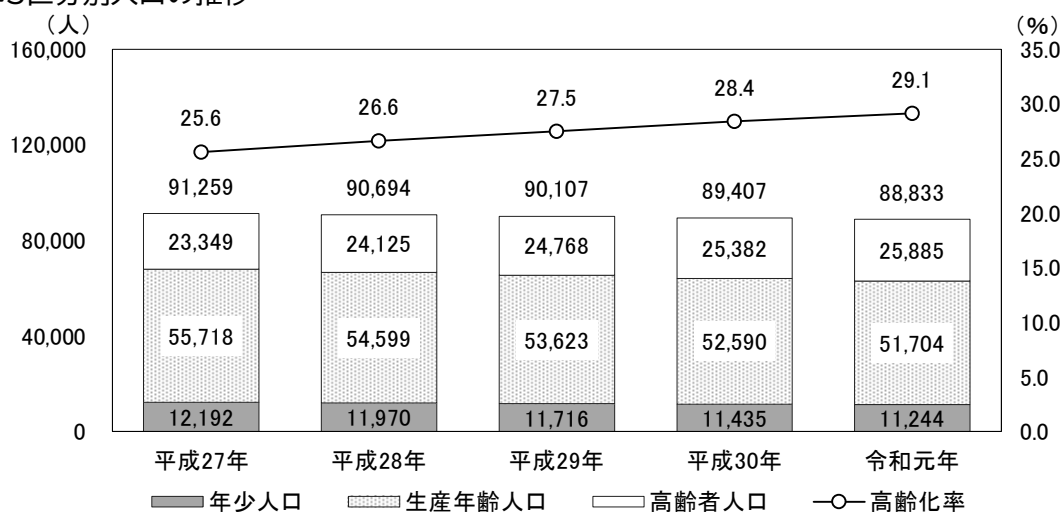
1 基礎資料

(1)人口状況

年齢3区分別人口についてみると、年少人口と生産年齢人口が減少を続けているのに対し、高齢者人口は増加を続けています。

高齢化率は年々上昇しており、令和元年には29.1%となっています。

◆年齢3区分別人口の推移



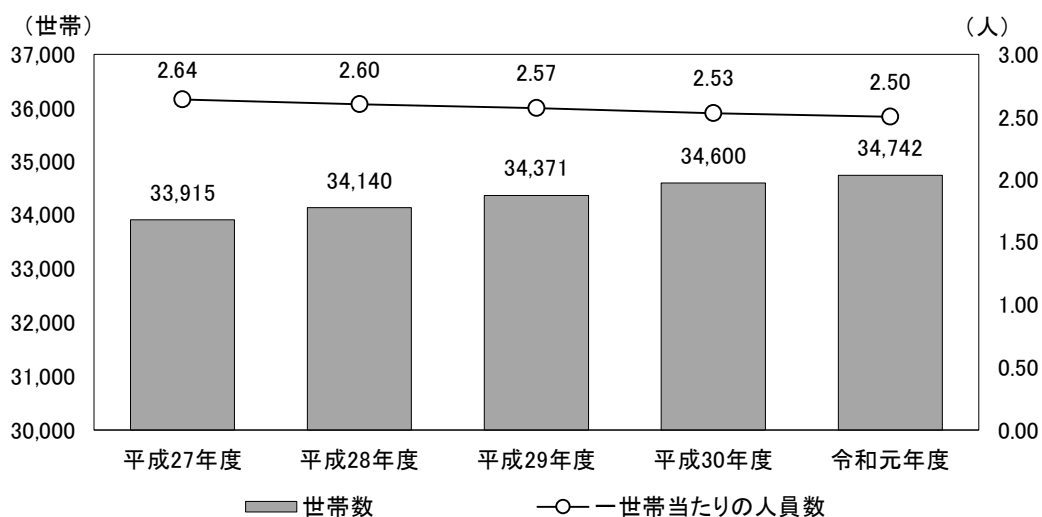
資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

(2)世帯の状況

世帯数についてみると、世帯数は年々増加を続けており、平成27年度の33,915世帯から令和元年度では34,742世帯となっています。

一世帯当たりの人員数をみると、世帯数が増加していることに対して、人員数は減少しており、核家族化が進んでいると考えられます。

◆世帯数、一世帯当たりの人員数の推移



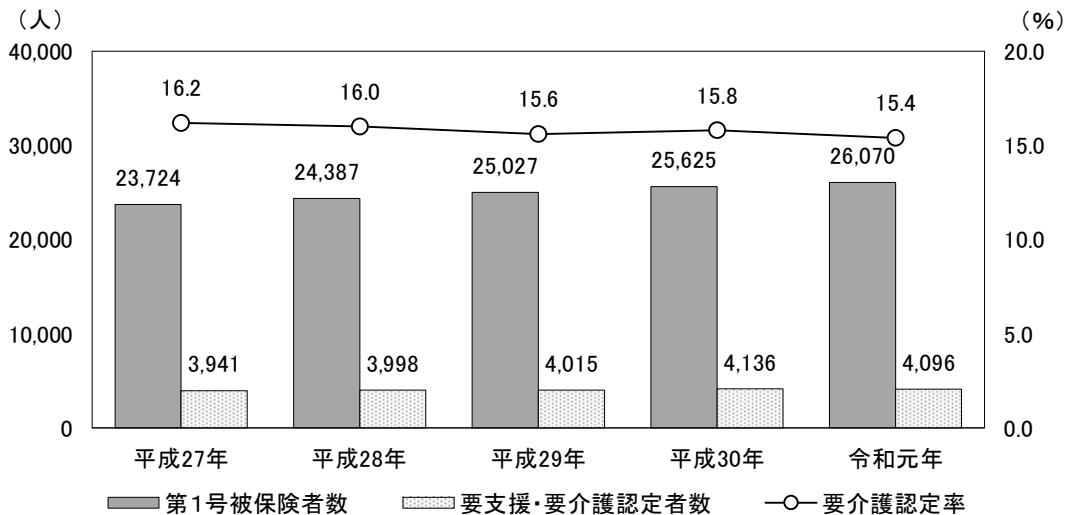
資料:令和元年版亀岡市統計書(人口は各年10月1日時点)

(3)要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数と要介護認定率の推移についてみると、要支援・要介護認定者数は平成27年の3,941人と比べ、令和元年には4,096人と増加しています。要介護認定率は平成27年以降低下しており、令和元年には15.4%となっています。

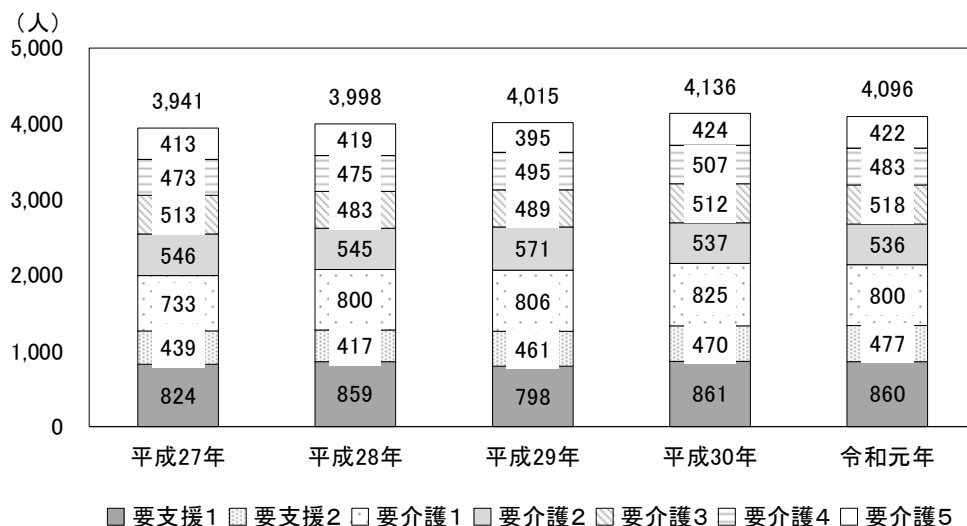
要支援・要介護度別認定者数（第2号被保険者含む）の推移についてみると、平成27年と令和元年を比べると、要介護2以外の認定者が増加しています。

◆要支援・要介護認定者数と要介護認定率の推移



資料：介護保険事業報告（地域包括ケア「見える化」システムより 各年9月末日現在）
 ※認定率は、第1号被保険者の認定者数を第1号被保険者数で除した数

◆要支援・要介護度別認定者数(第2号被保険者含む)の推移

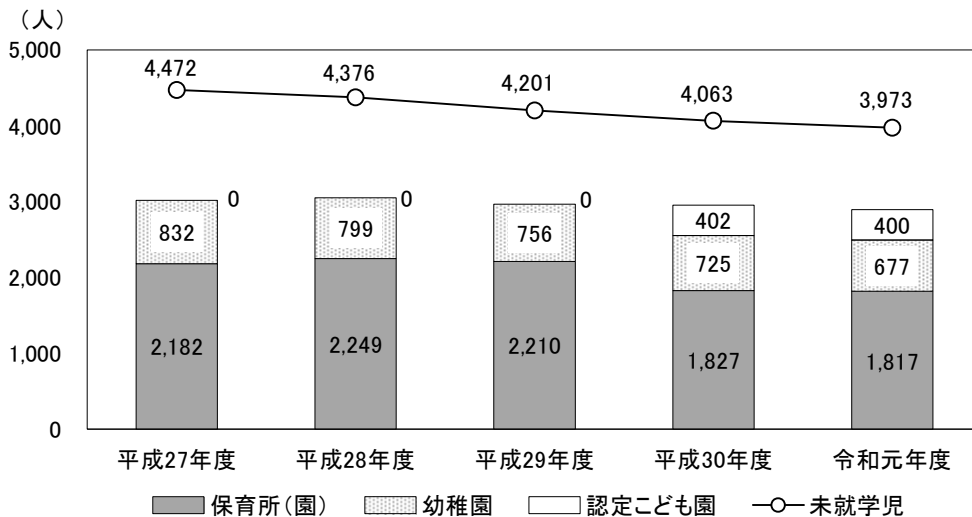


資料：介護保険事業報告（地域包括ケア「見える化」システムより 各年9月末日現在）

(4)未就学児の状況

保育所（園）・幼稚園等の児童数の推移についてみると、保育所（園）・認定こども園の児童数は、平成27年度から平成28年度にかけて増加しましたが、平成29年度以降ほぼ横ばいに推移しており、令和元年度には2,217人となっています。幼稚園の児童数は、平成27年度以降減少を続けており、令和元年度には677人となっています。

◆保育所（園）・幼稚園等の児童数の推移

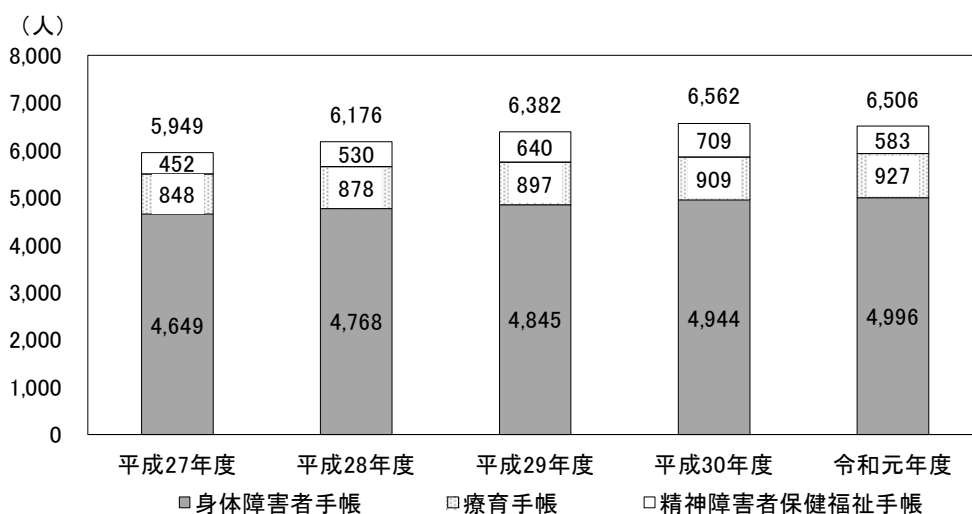


資料：第2期亀岡市子ども・子育て支援事業計画

(5)障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移についてみると、平成27年度から平成30年度にかけて増加していましたが、令和元年度ではわずかに減少しています。また、令和元年度の障害者手帳所持者は、身体障害者手帳所持者が4,996人、療育手帳所持者が927人、精神障害者保健福祉手帳所持者が583人となっています。

◆障害者手帳所持者の推移



資料：亀岡市の福祉（各年度3月末時点）

(6)生活困窮者に関連する状況

被保護世帯数・人員数についてみると、平成 27 年度以降減少を続けており、令和元年度の被保護世帯数は 609 世帯、被保護人員数は 857 人となっています。

生活困窮者自立相談支援機関での相談件数についてみると、いずれの年度においても 65 歳以上の相談件数が最も多くなっています。

生活福祉資金貸付件数についてみると、平成 27 年度以降増減を繰り返しながら推移しており、令和元年度は 41 件となっています。

◆被保護世帯数・人員数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
被保護世帯数 (世帯)	719	699	677	642	609
被保護人員数 (人)	1,154	1,082	1,006	938	857
保護率(%)	12.9	12.2	11.2	10.6	9.6

資料: 亀岡市地域福祉課提供

◆生活困窮者自立相談支援機関での相談件数

(件)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
10 代	0	1	0	0	1
20 代	12	9	12	2	9
30 代	23	11	17	7	11
40 代	19	26	34	19	24
50 代	25	14	23	19	35
60~64 歳	18	16	10	7	12
65 歳以上	44	48	56	45	40
不明	0	0	0	0	2
計	141	125	152	99	134

資料: 亀岡市地域福祉課提供

◆生活福祉資金貸付件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
貸付(件)	54	34	50	46	41

資料: 亀岡市地域福祉課提供

(7) ボランティアの状況

登録ボランティア数の推移についてみると、個人のボランティア登録数は減少傾向にあり、令和2年度には14人となっています。団体のボランティア登録数は平成27年度以降増加を続けており、令和2年度の団体数は34団体、会員数は448人となっています。

◆ボランティア数の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人	人数	28	24	19	13	18	14
団体	団体数	22	23	26	28	31	34
	会員数	384	385	395	395	441	448

資料：亀岡市地域福祉課提供

(8) 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員についてみると、令和2年度では199人となっています。地区別では中部地区が最も多く、令和2年度では40人となっています。民生委員・児童委員の活動状況についてみると、相談・支援件数、活動件数において減少傾向となっています。

◆民生委員・児童委員の人数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
民生委員・児童委員	197	198	198	198	199	199
うち主任児童委員	18	18	18	18	18	18

資料：亀岡市地域福祉課提供

◆民生委員・児童委員の人数(地区別の状況)

地区別	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
亀岡地区	37	37	37	37	37	37
(うち主任児童委員)	2	2	2	2	2	2
南部地区	23	23	23	23	23	23
(うち主任児童委員)	3	3	3	3	3	3
西部地区	21	21	21	21	21	21
(うち主任児童委員)	3	3	3	3	3	3
中部地区	39	39	39	39	40	40
(うち主任児童委員)	4	4	4	4	4	4
川東地区	24	24	24	24	24	24
(うち主任児童委員)	2	2	2	2	2	2
篠地区	31	32	32	32	32	32
(うち主任児童委員)	2	2	2	2	2	2
つつじヶ丘地区	22	22	22	22	22	22
(うち主任児童委員)	2	2	2	2	2	2

資料: 亀岡市地域福祉課提供

◆民生委員・児童委員の活動状況

			平成 29 年	平成 30 年	令和元年
相談・支援 件数(件)	内容別	在宅福祉	351	189	151
		介護保険	137	103	115
		健康・保健医療	240	179	190
		子育て・母子保健	251	200	148
		子どもの地域生活	238	217	223
		子どもの教育・学校生活	197	143	160
		生活費	147	135	110
		年金・保険	42	14	16
		仕事	52	53	51
		家族関係	160	90	133
		住居	156	90	66
		生活環境	193	192	139
		日常的な支援	1,539	1,873	1,688
		その他	857	926	712
		計	4,560	4,404	3,902
		分野別	高齢者に関すること	2,650	2,906
	障がい者に関すること		253	245	244
	子どもに関すること		920	783	745
	その他		737	470	464
	計		4,560	4,404	3,902
その他の 活動件数(件)	調査・実態把握	3,827	3,390	3,187	
	行事・事業・会議への参加・協力	6,582	5,798	5,524	
	地域福祉活動・自主活動	13,215	12,907	11,438	
	民児協運営・研修	9,647	9,415	9,718	
	証明事務	1,057	943	919	
(件)	要保護児童の発見の通告・仲介	23	53	29	
訪問回数(回)	訪問・連絡活動	21,753	23,368	22,038	
	その他	14,180	13,631	13,332	
連絡調整回数 (回)	委員相互	17,535	20,371	20,085	
	その他の関係機関	8,727	9,271	8,908	
活動日数(日)			35,196	34,792	34,039

資料：亀岡市地域福祉課提供

(9)地域福祉活動の状況

自治会加入の状況についてみると、加入世帯数は28,000世帯以上で推移しています。

地区社協数についてみると、いずれの年度においても変動はありません。

老人クラブの状況についてみると、クラブ数、会員数ともに減少しており、令和2年度の会員数は2,195人となっています。

◆自治会加入の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自治会数	23	23	23	23	23	23
加入世帯数 (世帯)	28,464	28,373	28,251	28,498	28,470	28,595
加入率(%)	83.9	83.4	82.6	82.9	82.3	82.0

※加入率については、推計世帯数(5年毎の国勢調査の世帯数を基礎として、住民票の移動数を加減することにより推計)により算定。

資料: 亀岡市地域福祉課提供

◆地区社協数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地区社協数 /地区数	12/23	12/23	12/23	12/23	12/23	12/23

資料: 亀岡市地域福祉課提供

※ここでの地区数は、本市の定める自治会数を指す

◆老人クラブの状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
老人クラブ数	53	53	52	51	49	49
会員数(人)	2,705	2,663	2,604	2,449	2,305	2,195
60歳以上人口	30,270	30,704	31,084	31,398	31,738	
加入率(%)	8.9	8.7	8.4	7.8	7.3	

※60歳以上人口は住民基本台帳(各年4月1日現在)

資料: 亀岡市地域福祉課提供

2 地域福祉計画に盛り込むべき事項(抄)

※「策定ガイドライン」及び「厚生労働省 地域福祉計画策定状況等の調査結果(平成30年4月1日時点)」
をもとに作成

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- 高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- 制度の狭間の課題への対応の在り方
- 生活困窮者のような各分野横断的に関係する人に対応できる体制
- 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- 居住に課題を抱える人への横断的な支援の在り方
- 就労に困難を抱える人への横断的な支援の在り方
- 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みの推進
- 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- 全庁的な体制整備
- その他

②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- 福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
- 社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
- サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- 成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備
- 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

- 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備〔社会福祉法第106条の3第1項第1号に規定する事業〕
- 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備〔社会福祉法第106条の3第1項第2号に規定する事業〕
- 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築〔社会福祉法第106条の3第1項第3号に規定する事業〕

③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
- 社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進
- 福祉、保健、医療と生活に関する他分野との連携方策

④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- 活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
- 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
- 地域住民、サービス利用者の自立
- 地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
- 住民等の交流会、勉強会等の開催、福祉教育の推進
- 福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮
- 民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

3 亀岡市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 16 年 7 月 1 日

告示第 129 号

改正 平成 22 年 4 月 1 日告示第 58 号

平成 25 年 3 月 29 日告示第 35 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づき、市民、福祉活動者、福祉事業者等との共働により、地域福祉の推進を図ることを目的とした亀岡市地域福祉計画を策定するため、亀岡市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、地域福祉計画の策定に関する事項について、調査、研究等を行い、市長に提言するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、有識者、福祉活動者、福祉事業者、地域活動団体、その他市民のうちから市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において行う。

(平 22 告示 58・平 25 告示 35・一部改正)

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則(平成 22 年告示第 58 号)

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則(平成 25 年告示第 35 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

4 亀岡市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

代表分野	委員名	所属団体名等
学識経験者	◎ <small>おかざき</small> 岡崎 <small>ゆうじ</small> 祐司	佛教大学
	<small>みやげ</small> 三宅 <small>もとこ</small> 基子	京都先端科学大学
	<small>あおき</small> 青木 <small>よしこ</small> 好子	京都先端科学大学
市民代表者	○ <small>やまもと</small> 山本 <small>たかし</small> 隆志	亀岡市自治会連合会
	<small>まつい</small> 松井 <small>やすこ</small> やす子	亀岡市民生委員児童委員協議会
	<small>いずた</small> 伊豆田 <small>とうきちろう</small> 藤吉郎	亀岡市老人クラブ連合会
	<small>さかい</small> 酒井 <small>ただしげ</small> 忠繁	亀岡市身体障害者福祉協会
	<small>やぎ</small> 八木 <small>たつお</small> 辰夫	亀岡市青少年育成地域活動協議会
	<small>おおいし</small> 大石 <small>いくお</small> 郁夫	市民公募委員
	<small>でぐら</small> 出藏 <small>ひろこ</small> 裕子	市民公募委員
福祉事業者	<small>たけおか</small> 竹岡 <small>けいこ</small> 恵子	亀岡市社会福祉協議会
	<small>やまうち</small> 山内 <small>くにひこ</small> 邦彦	亀岡市ケアマネジャー連絡会
福祉活動者	<small>ほそかわ</small> 細川 <small>けいこ</small> 景子	亀岡市社会福祉施設協議会
	<small>にしむら</small> 西村 <small>たかみ</small> 隆美	亀岡ボランティア連絡協議会
行政機関	<small>やまもと</small> 山本 <small>あきら</small> 明	京都府南丹保健所

※順不同

※◎は委員長、○は副委員長

第3期亀岡市地域福祉計画

発行年月：令和3年3月

発行：亀岡市 健康福祉部 地域福祉課

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

TEL 0771-25-5029

FAX 0771-24-3070